

衆議院 第六十三回国会 財務金融委員會 會議録 第二一 号

平成十七年十月十二日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 小野 晋也君

理事 石原 伸晃君

理事 遠藤 利明君

理事 渡辺 喜美君

理事 古本伸一郎君

理事 井澤 京子君

理事 宇野 治君

理事 倉田 雅年君

理事 鈴木 俊一君

理事 藺浦健太郎君

理事 谷川 弥一君

理事 中根 一幸君

理事 藤田 幹雄君

理事 松本 和巳君

理事 宮下 一郎君

理事 小沢 鋭仁君

理事 田村 謙治君

理事 平岡 秀夫君

理事 吉田 泉君

理事 谷口 和史君

理事 野呂田芳成君

江崎洋一郎君

竹本 直一君

永田 寿康君

石井 啓一君

石原 宏高君

木原 稔君

佐藤ゆかり君

関 芳弘君

高鳥 修一君

土井 真樹君

平口 洋君

藤野真紀子君

松本 洋平君

山本ともひろ君

鈴木 克昌君

長安 豊君

三谷 光男君

鷺尾英一郎君

佐々木憲昭君

中村喜四郎君

財務大臣

谷垣 慎一君

財務大臣

伊藤 達也君

内閣府副大臣

七条 明君

財務副大臣

田野瀬良太郎君

内閣府大臣政務官

西銘順志郎君

財務大臣政務官

倉田 雅年君

政府参考人

浜野 潤君

政府参考人

(警察庁生活安全局長)

政府参考人

(金融庁監督局長)

参考人

(日本銀行副総裁)

財務金融委員会専門員

鈴木健次郎君

委員の異動

十月十二日

辞任

宮下 一郎君

補欠選任

宇野 治君

同日

辞任

宇野 治君

補欠選任

宮下 一郎君

本日

の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

財政及び金融に関する件

○小野委員長

これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めま

す。

この際、お諮りいたします。

両件調査のため、本日、参考人として日本銀行

副総裁武藤敏郎君の出席を求め、意見を聴取する

こととし、また、政府参考人として金融庁監督局

長佐藤隆文君、内閣府政策統括官浜野潤君、警察

庁生活安全局長竹花豊君の出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○小野委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。松本洋平君。

○松本洋平委員 自由民主党の松本洋平でござい

ます。

私は、先般の衆議院選挙で初当選をさせていた

だいた新人でござい。何分、どうぞよろしく

お願いを申し上げます。

なお、私は、一昨年来で銀行員をしておりまし

た関係で、そういった体験も踏まえ、またトッ

プバッターということでもござい。すので、ぜひ、

各論にはこだわらずに、総論的なお話を、御質問

をさせていただきたい、そのように思っているこ

ろでござい。

先般、衆議院選挙を戦わせていただきました。

今回の衆議院選挙は、郵政民営化の是非を問う、

そういう選挙であつたわけでございます。もちろ

ん私も、地元、私は東京十九区というところにな

るんですけども、こちらの地元の有権者の皆様

方、約四十五万人の方々に對しまして、この郵政

民営化の必要性、こういったものを皆様方にお訴

えをさせていただきまして、そして当選させてい

ただいたわけでございます。

しかしながら、私は、今回の選挙で有権者の皆

様方とお話をする中で、非常に強く感じたことが

ございます。それは一体何なのかと申しますと、

この郵政民営化というのは決して目的ではない、

そういう思いを持っている有権者の皆様方が非常

に多いということを感じてまいりました。

つまりは、やはり今の日本が置かれている状況、

この財政の状況を何とかするために、その突破口

といたしましての郵政民営化、この郵政民営化か

ら始まります財政改革、構造改革というものが何

としてでも必要である、そういった位置づけの中

でこの郵政民営化の議論をとらえられている有権

者の皆様方が非常に多かったことが、私にとりま

しては極めて印象的なことであつたわけござい

ます。

もちろん、私もそういった思いのもとに、有権

者の皆様方には、これからの日本の将来を考えた

ときに、まさに財政の問題をどうしていくのか、

このことをしっかりと議論をしていかなければな

らない、そして郵政民営化から始まる構造改革と

いうものは、まさにこの財政をどうするのかとい

う観点で我々は政策を立案していかなければなら

ない、そういったことをお訴えさせていただいた

ところでござい。

巷間、非常に今の日本の財政状況が厳しいとい

うことが喧伝されておりますというか、これは事

実でござい。言われてはいるわけござ

い。ところが、ここで、改めて財務大臣に、我

が国が置かれております財政状況につきましての

御認識をお伺いしたいと思ひます。よろしくお願

いいたします。

○谷垣財務大臣 松本委員にとって初質問とい

うことでござい。松本委員を初め若々しいメンバ

ーに参りまして、松本さんを初め若々しいメンバ

ー、たくさんお顔を拝見して、これから新鮮な議論

をなさるんだろうと期待しております。御一緒に議

論をさせていただくのを楽しみにしているわけで

あります。

それで、今、選挙戦で松本さんがお感じになつ

たこと、単に郵政改革というだけではなくて、そ

の背後に、日本の財政の状況をきちっと立て直し

ていく必要があるだろう、多くの国民の期待があ

つたということを感じておっしゃいました。

私も今度の選挙戦を通じて全く同様の認識を

しているわけございまして、それだけに、今財

政の仕事をお預かりしている私の責務も重いものがあるなど、この選挙戦を通じて改めて感じたわけでございます。

それで、総論的なことからきようは入るとおっしゃいましたので、私もごく概括的に、余り細部にわたらず申し上げますが、もうこれは申し上げるまでもございせん、今年度末で国の長期国債発行残高が五百三十八兆円になると見込まれております。これはOECD諸国をとりましても一番悪い数字でございますから、何とかこの状況を立て直していかなければいけないというのは、これはもう当然のことだろうと思ひます。

平成十七年度予算におきましても、聖域なき歳出改革というのをしなければいけないということ、相当思い切ったメスを入れたつもりでございます。その成果と言つてはなんでございすが、四年ぶりに公債発行額を前年度より減らすことができた等々の成果が得られたと思つておりますが、これは平成十八年度予算に向けても、当然引き続き同じような努力を、あるいはそれ以上の努力を続けなければならぬだろうと思ひます。

そしてまた、私どもの目的とするところは、これはもう何度もこの委員会でも申し上げたところでございますけれども、二〇一〇年代初頭にいわゆるプライマリーバランスを回復していく、その年にいただいた税金でその年の政策を打っていくようにしていこうと。現状ではここに大きな、十六兆近いギャップがあるわけでございますから、それを今後、二〇一〇年代初頭までに埋めていかなければならない。これは、ことしの六月に閣議決定をいたしましたいわゆる骨太の方針二〇〇五でも、単に二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスを回復するだけでなく、歳入歳入一体となった、二〇一〇年代初頭にプライマリーバランスを回復していく、いわゆる工程表を今後一年ぐらゐをめどにつくっていくことが書き込まれております。

私ももちろんそれに向けて作業をしていかなければなりません、平成十八年度予算編成は

これからいよいよ本番になるわけでありすが、そういう工程表をつくつていきますについても、その土台となるような予算をこれからつくつていかなければならない、こんなふうと考えているところでございます。

○松本(洋)委員 わかりやすい御説明をありがとうございます。

今の日本の財政が置かれてある状況というのが本当に厳しいということ、そしてそれに対して、今、政府・与党一体となりまして一生懸命取り組んでいこうということは非常によくわかつたわけでございます。

そうした現状認識の中におきまして、これから将来のことを考えましたときに、我々の足元の一番大きな課題になってくるのは、私は、少子高齢化社会の到来ではないかと思ひます。その少子高齢化社会の到来の中におきましても、私たちは何としても活力ある日本経済というものを復活する、そしてそのための財政政策というものが何としてでも必要になってくるわけでございます。

私は、現在三十二歳でございます。どうも、今回自由民主党から当選した八十三人の新人議員の中で、私が下から五番目というような年齢のようでございます。ちなみに、私のこの三十二歳という年齢は、世間一般に見てみますと、小さい子供たちを持つ親の世代であつたり、これから子供を産もうとしている親の世代であつたり、そういった親の世代であるということが非常に大きいわけでございます。

実際に、私の仲間たちにも、そういった子供たちを持つ、特に小さい子供たちを持つ親の世代が非常に多いわけでございますけれども、そういった仲間たちが異口同音に言ひますのは、やはり日本の将来のことが本当に心配である、本当に子供を産んでいいのだろうか、大丈夫だろうか、そういった心配の声を上げる私の仲間がたくさんいます。非常に大きな声をそういった仲間から聞くわけでございます。

そうした中におきまして、我が国は、活力ある

社会を取り戻すために何とかしていかなければならない。しかしながら、今、先ほど大臣がおっしゃいましたような日本の財政状況の中で、我々が打てる手というのは限られてきている。そういった非常に難しい、矛盾した問題があるんだらうと私は考えております。

そんな中におきまして、私は、これからの財政また経済政策等を考えてきたときに、選択と集中という考え方が極めて重要になってくると思つていところでございます。

そこで、大臣にお伺いしたいんですけれども、歳出面におきまして、子供たちの世代という観点も含めて、中長期的に、歳出面において選択と集中というものをどのように行っていくのかお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○谷垣国務大臣 今、松本委員がおっしゃいましたように、極めて厳しい財政状況の中でこれからどう財政を立て直していくかということになりますと、限られた財政資金をいかに有効に使っていくかということに意を用ひなければならぬというところだろうと思ひます。そうすると、今おっしゃつたように、選択と集中ということがどうしても考えられなければならないことだろうと思ひます。

小泉内閣になつてどういうことをやってきたかと申しますと、公共事業等々に関しまして、もちろんまだ必要な公共事業はたくさんあるわけですが、むだな公共事業も随分多いじゃないかという御批判も受けまして、大体これを四割、小泉内閣になりまして削減をしてきたということがございます。

その一方で、若い方々の負担というやうなことを考えますと、今ちよつと、その一方でというのをはちよつと撤回いたしますが、おっしゃいました社会保障関係費ですね、これは、ほつておきますと、毎年どうしても高齢化の影響で一兆円ぐらいの自然増というものが出てきてしまふ。平成十八年度予算で考えますと大体八千億ぐらいの自然増が出るわけですが、来年度予算をつくつて

いくためにはどうしても二千二百億は合理化と申しますか、圧縮を図つていかなければ予算が組めない状況ということにならうかと思ひます。このあたりは、借金を重ねていきますと、公債をたくさん積み重ねていきますと、ツケを後の世代に送るといふことになりまふから、今のやうな面でのむだなといひますか、必ずしもむだばかりとは言えないかもしれない、自然増もあるわけですが、合理化というものは避けて通れないところだろうと思ひます。

他方で、日本の活力というやうなことを考えますと、やはり意を用ひなければならぬところは科学技術関係というやうなもの。やはり、日本は物づくりとかいろいろなことやってまいりましたけれども、今後魅力ある日本をつくっていく上で、日本は科学技術の水準が高いぞというやうなことは私もとしまして大切に考えなきゃいけないことだろうと思つております。

そこで、科学技術振興費も小泉内閣になりました約一割以上増加させてまいりました。大きく申しますとこういうやうな形で選択と集中をやつているつもりでございますが、今の科学技術関係の中でもただ漫然と科学技術をふやせばいいというわけではないだろうということで、総合科学技術会議という中でやはり重点項目を決めていただきまして、いろいろなプロジェクトにやはり総合科学技術会議として評価をいただく。S、A、B、Cというやうなランクづけをしていただきまして、やはりそのランクの高いところに集中をしていく、重点配分をしていく、そういうやうなことをやらせていただいているわけでございます。

やはりこれから少子高齢化、それからグローバル化の中での激しい競争、こういうものに対応していく日本をつくらなければならぬから、時代の動向をよく見て、選択と集中ということで歳出構造の改革を図っていくべきであらう、こう思つております。

○松本(洋)委員 ありがとうございます。まさに、私も、今回の選挙戦を通じて、こ

れからの日本の将来の産業構造というのを今考えていかなきゃいけない、そういう時にあるんじゃないかということも同時に訴えをさせていたくださながら活動をしてまいりました。

私は、この日本の将来を考えたときに、どういう産業構造があるべきかという観点におきまして、以前のような労働集約型ではないにせよ、やはり我々の産業構造の一番の基本には物づくりというものがなければならぬというような観点で私は考えているものでございますから、そういう意味合いにおきましては、その選択と集中というものをさらに進めていっていただきまして、本来に、二十年後、三十年後の将来の世代に對しまして大切な財産として残せるような、そういう歳出構造というものをぜひこれからもつくり上げていただきたい、そのように思っているところでございます。

そうしましたら、続きまして、ちよつと歳入面のお話を聞かせていただきます。

歳入と申しますと税制ということになるわけでございますけれども、この税制の問題というのは、一歩間違えば国民の活力を奪ひかねない非常に重要かつデリケートな問題だというふうに私は考えているわけでございまして、この税制によりましてこの国の活力が失われるようなことだけは決してあってはならない、そのように考えているところでございます。

そもそも税制の議論をしているときに私が非常に強く感じますのは、例えば直間比率の問題のように、直接税を下げて間接税を上げまじょうとか、決められた税の中で、どっちをとって、こつちを上げてあつちを下げるみたいな、そういう議論であつてはいけないうんやないかというふうに私は非常に強く思っているわけでございます。逆に言えば、税制を通して経済の活性化を図るといふような、いわば逆転の発想といふますか、言葉はふざけしいけれども、そういう観点というものは私はこれからの日本にとりまして非常に重要なものになつていくのではないかとこのように思っているところでございます。

もう一つは、少子高齢化といふ人口構成の変化、それからもう一つは、グローバル化といふ言葉に象徴されますように、やはり冷戦が終わつた後多くの国が競争に参加してきている、メガコンベンションといふふうに参加してきている、そういう世界の中での、グローバル化の中の日本の生きていく道をどう探っていくべきか、この二点が構造改革を迫っている原因ではないかというふうに私は考えているわけでございます。

先ほどから申しましたように、日本の財政状況は大変悪うございますから、いかに歳出を聖域なく見直していつて選択と集中といふものをやつていこうと。十七年度予算は一般会計の規模が八十二兆二千億、税収は四十四兆でございますから、そのギャップを歳出カットだけで埋めて財政構造を立て直していくといふことは私は不可能だろつと思ひます。どうしても、税をどうするかといふ議論をしていかなければならない時期が必ずやつてくるというふうに私は思つてゐるわけでありま

そのときに考えなければならぬ一つの要素は、今松本さんがおっしゃつたような、経済の活力、その根本にあるのは、少子高齢化といふような人口構成の変化や世界的な競争の中で日本がど

こに自分の生きていく道を見出していくべきかという視点が不可欠なのではないかというふうな思つております。その上で税をどういうふうにしていくかといふことであります。これから来年度にかけて考えなければならぬことは、一方で三位一体といふのを今一生懸命やつておりますから、国から地方への税源移譲といふものを考えていかなきゃなりません。これは、所得課税の体系の中でまず三兆円の地方への税源移譲をやつていくといふことを考えておりますので、所得税、地方住民税の改革といふことになつてくると思ひます。すし、そのときに、平成十一年度に入りました定率減税といふものをどうしていくかといふことを考えながらことは作業をしていかなければならないと思つております。

そして、平成十八年度内にやらなければならぬことは、社会保障、やはりどれだけの給付をしていくか、国民の社会保障に対する要望はどのにあるのかといふようなことを、議論を積み重ね、よく見きわめまして、給付と負担といふのはこれは車の両輪でございまして、そのときの負担をどういふふうにしていくか、消費税も含めて結論を出していかなければならぬというふうなうに考えているわけでございます。

そういう形で、やはりあるべき税制といふものを私たちがこれから模索していかなければいけないんだろつと思つております。

○松本(洋次)委員 今、歳入の面に關しまして財務大臣から御答弁いただいたわけでございましてけれども、少子高齢化社会の中で我が国が税収をふやしていく、それを考えたときに、私は、大事になつてくるのはやはり法人税といふものじゃないかといふふうな思つております。当然、少子高齢化社会です。これから、じゃ、人口が爆発的にふえるといふことがあるのだから、また、個人の所得がまた同時に爆発的に伸びていくようなことがあるのだから、そういったことを考えたときに、家計からの税収をふやしていくという観点ではなくて、法人税、法人の企業活動の中で上げた

利益の中から上がつてくるこの法人税といふものを強化していく、それは決して税率を上げるという観点ではございませんで、企業部門が業績を上げられるような、そういった土台づくりをしていくといふことが、私は、歳入をふやす上でも必要な考え方ではないかというふうに思つてゐるわけでございます。

私は、平成八年に銀行に入行いたしました。そのときはもうバブル崩壊の時期であつたわけでございますけれども、これから我々日本が目指していく姿の中におきまして、再び景気をよくするといふ話の中で、資産価格の上昇が景気の上昇といふような、過去のバブルを繰り返すような、そういったわけではいけないといふふうに思つております。まさに、地に足のついた産業政策を後押しする財政政策といふものが必要であるといふふうな考へてゐるわけでございまして、そういった意味におきまして、法人税収を確保するために、企業部門の活性化を図るために、財政政策を打つていくことが大事だと考へておりますけれども、その点につきましても大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○谷垣(國務)大臣 長い間、やはり企業が、過剰債務それから過剰雇用、過剰設備、こういったものを抱えて、ぬかるみの中で苦しむような時代が続いてまいりましたけれども、国も構造改革の努力といふのを相当やつてまいりましたが、企業もそういう状況を克服するようないろんな努力を積み重ねられまして、ようやくそういうものは体質が改まつて克服できるときが今来たんだろつといふふうな思つております。

そういう中で、長い間、みんな、企業部門の好調さがなかなか個人消費に結びつかない、家計に結びつかないといふのは、心配の種でございまして。現在でも十分なつてきたといふわけにはいかないけれども、残念ながら、かなりそういう流れが見込まれるようになってきたといふことは、私は、私はいがたいことだといふふうに思つてゐるわけでございます。今後とも、企業部門の活性化という

ことを考えていかなければならないわけでございますが、先ほど申し上げたように、やはり人口構成の変化それからグローバル化というものの中で、企業がどうやって活力がでるかということとは、私ども、あらゆる方面から模索をしていかなければならないだろうと思います。

現在、小泉内閣のもとでそういうことでやっておりますことは、いろいろな規制緩和を進めていって、企業が持っている力を十分に発揮できるような環境をつくっていった活性化をしていくというのをまた第一に考えているわけでございます。そして、そういうことを今後とも推し進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

具体的には、いわゆる民間でできることは民間へと、規制改革、行革ということを進めて、官から民へというのをやっておりますし、また、FTA等々の諸施策を進めていくことも企業の活性化という点では避けては通れないことだろうと思っております。

それからもう一つ、公的部門の効率化とか簡素化というようなものも、これは企業部門が活力を出していく上には避けて通れないことではないかなと思っております。そういうこともあわせて進めて、企業の活力を出していかなければならないだろうというふうに考えているわけでございます。

そういったものをあわせて、あるべき税制というのを考えていかなければならないわけでございますが、先ほど申しましたように、ことしの六月につくりました骨太、今後一年間をかけてというところから六月ごろということになります。歳入歳出一体の改革の工程表というものをこれからきちっと考えていかなければならない、こういうふうにも思っているところでございます。

○松本(洋)委員 ありがとうございます。
やはり企業が元気になるということが非常に重要ということでございまして、ぜひ財務大臣、旗を振っていただきまして、財政構造改革という意

味合いからも、ぜひとも強力にそうした企業活性化策というものを進めていただきたいと思っております。

さて、その企業部門の活性化という中で、私、銀行員をしておりましてけれども、決定的に重要なことは、やはり銀行部門が資金を融資しまして、それを元手に企業が成長していくという、ごく当たり前のことではありますけれども、この流れをやはり我が国の中におきましてきちんとつくり上げていくということが大事だというふうに思っております。私自身、銀行員をしておりまして、これは、回収等もやった経験がございまして、中小企業の皆様方の悲鳴また金融機関に勤める者の苦しみ、こういったものも実際に我が耳で聞き、肌で感じてきたところでございます。

先般、不良債権処理は一段落したと、終了したというところでございますけれども、その不良債権処理の終了に伴いまして、金融セクターが、新たな局面にふさわしい、そういう政策を打ち出していかなければならないのではないかとこのように思っております。その金融セクターの活性化に向けた前向きな金融行政といえますか、そういったものに関しまして、金融担当大臣の御所見をお伺いしたいと思っております。よろしく願います。

○伊藤国務大臣 松本委員の最初の御質問に答弁をさせていただくということは、私にとりましても非常に光栄なことでありまして、また、構造改革を進めていくに当たっては、やはり金融改革も非常に重要な改革でありますので、委員の今までの御経験から、いろいろな御議論をいただきますことを心から期待をいたしているところでございます。

今、今後の金融行政のあり方について御質問がございました。今日まで、日本の経済の再生を実現していくために不良債権問題が大きな足かせとなっていたわけでありまして、この問題を解決していく取り組みを進めてまいりました。そうした中で、主要行は、本年の三月末の決算におきま

て、不良債権比率が一九％まで低下をしている、そして不良債権問題全体の取り組みについても進捗してきている状況にあるかというふうに思っております。こうした状況の中で、我が国の金融システムをめぐる局面も、不良債権問題への緊急対応から、将来の望ましい金融システムを考えていく未来志向のフェーズに大きく転換しつつあるというふうに考えているところでございます。

こうした認識の中で、私も金融庁といたしましては、昨年十二月の末に金融改革プログラムという、今後二年間の金融行政の指針となる新たなプログラムを策定、公表させていただきました。そして利用者の満足度の高い金融システムというものを実現していく、そうした方針を明らかにさせていただいたところでございます。

この改革プログラムのさまざまな諸施策を展開させていただくことによつて、一つは、マネーローの構造改革というものを進めていく、そのことが期待をされているところであります。つまりは、間接金融に偏重したマネーフローの状況を、直接金融であるいは市場型間接金融というものを活用して新たな金融商品やサービスというものを提供していく、そうした変化を通じて、リスクに柔軟に対応していく経済構造というものをにつくり上げていくことが非常に重要だというふうに思っております。また、活力ある金融システムを構築していくためには、今委員からも中小企業の問題がございましたが、地域経済の活性化に貢献できるような金融機能というものを強化していくことが極めて重要であるというふうに考えております。

中小企業の再生や地域経済の活性化というものは非常に重要な課題であります。地域や中小企業のニーズに的確にこたえられるような地域密着型の金融機能というものを一層向上させていく、そうした取り組みというものを前に進めていかなければなりません。

こうした取り組みを進めていくためにも、本年の三月に工程表というものを公表させていただ

ておりますので、それに基づいてさまざまな施策というものを着実に推進をさせていただき、そして、利用者の満足度が高くて、国際的にも高い評価が得られて、そして地域経済にも貢献できるような活力ある金融システムというものを、官の主導ではなくて民の力によって実現していくことを目指していきたいと考えております。

○松本(洋)委員 本当に、私自身も非常に感じるのは、日本の元気の源といえますか活力の源は、やはり中小企業を持つ高度な技術力であると思っております。町の元気の源は町の元気な商店だというふうに思っているわけでございます。

そういった意味合いにおきまして、金融庁が占める役割というのはどんどん増大していくというふうに思っているんですけども、その中で、先ほど、地域の中小企業対策ですとか地域金融ですとか、そういったことをおっしゃられていたわけでございますけれども、具体的にこれまでどういった取り組みをされてきたのか、そういう事例があればぜひ教えていただきたいと思うのでございますが、よろしくお願いいたします。

○西銘大臣政務官 答えさせていただきます。
我が国経済の基盤を支えている中小企業の再生は、日本がバブル後から脱却し、今後、持続的な経済成長を実現するために非常に重要なテーマであるというふうに認識をいたしております。

そうした観点から、金融庁といたしましては、金融機関による経営改善計画の策定指導の促進、早期事業再生に向けた金融機関の取り組みの促進などの方策を講じてきております。また、各金融機関においても、中小企業再生のための各種の取り組みが進められてきているところでございます。

こうした取り組みの成果につきましては、なお見守っていく必要があると認識をいたしておりますが、現時点においても、地域金融機関の経営改善支援により、支援を行った債務者の約四分の一、約一万八千先が業況改善を果たすなど、中小企業の再生や経営の支援の取り組みが着実に成果を上

げていると認識をいたしております。
以上でございます。

○松本(洋)委員 ありがとうございます。

時間も参りましたので、最後に一言だけ申し上げさせていただきますと思います。

先ほど財務大臣また金融担当大臣からもお話がございましたとおり、本当に今の日本が置かれてある現状というのは厳しいというふうにも私も思っております。しかしながら、こういう時期だからこそ、私は、これからの日本の政策を議論していく中におきまして、いわば対症療法的な問題解決型の議論をするのではなくて、これからの日本をどういうふうにしていくんだという、やはりそういう発展的な議論というのが極めて重要になってくるのではないかとこのように思っております。

そういう観点におきまして、ぜひともこの財政また金融の議論の中におきまして、矮小な議論に陥るのではなくて、やはり十年後、二十年後、三十年後、私自身、次の世代への責任というものが一番大きな原動力で政治をさせていただいたつもりでございますので、そういった観点での御議論をさらにお願いたしまして、そして、私自身も一生懸命頑張つてまいりますことをここにお約束を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小野委員長 それでは、佐藤ゆかり君。

○佐藤(ゆ)委員 自由民主党の佐藤ゆかりでございます。

さきの解散・総選挙におきまして、「改革を止めるな」という自民党の断固たる決意のもとに出いただきました。国政に臨ませていただくこととなりました。よろしくお願ひ申し上げます。

我が国の財政状況は非常に厳しい状況にございまして、九八年以降の金融危機の回避におきまして、非常事態宣言であります日銀のゼロ金利政策、そしてその後の量的緩和政策が奏功いたしましたのは間違いないかと存じます。しかし、その一方で、九八年度に金融危機対応で打たれました大型

な緊急経済対策、この資金繰りとして増発されました十年国債が二〇〇八年度には集中償還を迎えるという、財政状況が厳しさを増していることも事実ではないかと存じます。

そして、今後中期的には財政再建が我が国の最重要課題とも見られます中で、政府、日銀が一体となりまして財政再建のための協調政策をとるのか、あるいは、これまでの日銀政策が非常事態政策でありまして、今後は正常化に向けてむしろ経済活性化を求める方向で動くのか、これまでのマクロ政策の重要な転換点に差しかかっているのではないかとこのように認識いたしております。

また、その一方で、我が国の金融市場をより開かれたシステムに構築しまして、より多くの市場参加者を市場に呼び込みますことで、市場の行き過ぎを防ぎ、より安定的で安価なコストの金融システムの構築につなげるようなミクロの政策というのでも並行して重要ではないかとこのように考えております。

本日は、財務金融委員会での質問の機会をいただきました。まことにありがとうございます。昨晩の急な質問準備で粗っぽいところもあるかと存じますが、より前向きな議論を進めるために質問させていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

では、まず、先ほど御質問に既に上がりましたが、我が国の金融システムのグランドデザインにつきまして御質問させていただきたいと思っております。

昨日の衆院の本会議におきまして、郵政民営化の修正法案が可決されました。この民営化法案の可決によりまして、銀行法の適用下で郵便貯金銀行が誕生いたします。これまで非効率な特殊法人へ流れ出ていた郵貯資金が、官から民へと流れを変える改革が始まるわけでございます。

しかし、その一方で、今国会では銀行法の改正案も提出される運びでございます。これが可決いたしますと、銀行の代理店業務が大幅に規制緩和される、そして、支店を設置せずに、より簡便

に銀行業務を営むことができるようなシステムができていくかと存じます。場合によりましては、民営化後の郵便局が郵便銀行の代理店業務に参入するような連携というの、将来の可能性として視野に入っているのではないかと考えられます。改正銀行法のもので、万が一、郵便局という既存のネットワークを駆使した代理店業務を郵便銀行が展開するような場合には、やはり民衆圧迫の懸念というのでも再燃してまいるか考えられると思っております。

この点につきましては、既に委員会でも議論の対象になっていくかと存じますが、昨年度をもちまして主要行の不良債権処理も一巡しまして、今後は、金融システムの非常事態対応から、より前向きな金融システムの構築へというふうな政策の焦点も既に移ってきている中で、今後の郵政民営化とそれから銀行業の規制緩和が並行して進められる場合、前向きな金融システムの構築における全体像といえますが、我が国のあるべき金融システムの姿、そしてその中で地方金融機関が特にどのよう生き残っていくのかというふうな、地方金融機関のあり方などにつきまして、伊藤大臣の描かれるものをお伺いさせていただければと思っております。

○伊藤国務大臣 大変大きな御質問をいただきましたので、限られた時間の中で私の思いをすべてお話しすることは大変難しい点があるかと思ひますが、ポイントだけお話を何点かさせていただきますというふうに思います。

まず、現状認識でありますけれども、これは、先ほど松本委員にもお答えをさせていただきましたように、現下の我が国の金融システムをめぐる局面というのは、不良債権問題への緊急対応から脱却をして、そして委員からも御指摘がございましたように、将来の望ましい金融システム、活力ある金融システムというものを構築していく、未来志向の局面に転換しつつある、そうした認識を持っております。

十二月末に金融改革プログラムを策定、公表させていただいて、そして、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを、官の主導ではなくて民の力によって実現をしていきたいというふうに考えております。

その心は、やはり日本の金融機能あるいは金融資本市場の持つさまざまな可能性というものを利用者の方々が遺憾なく活用していただくことができる、そういう環境というものをしっかりと作り上げていかなければならない。そうした観点からすると、不必要な規制というものを撤廃して、活力ある市場というものをつくり上げていくことは非常に重要なことだというふうに考えております。

また、マネーフローの構造改革を進めていくためにも、直接金融あるいは市場型間接金融の活用というものを通じて、新しい金融商品やサービスというものを提供できるような、選択肢を広げていける金融改革というのにも前に進めていかなければなりません。

さらに、地域金融機関についての御指摘もございましたが、活力ある金融システムを構築していくに当たって、やはり地域経済の活性化に貢献していけるような、そういう金融システムをつくり上げていくことも非常に重要なことであります。

集中改善期間におきましては、こうした観点から、リレーシヨシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムに基づくさまざまな施策というものを展開させていただいて、そして、中小企業の再生と地域経済の活性化に貢献をしなから不良債権問題を解決していく、そういう取り組みを進めてまいりました。

金融改革プログラムにおいてもこうした取り組みを承継して、そして、新しいアクションプログラムのもとで、地域の特性やあるいは地域金融機関の個性というものを生かして、そして、健全な競争環境の中で地域のニーズにこたえていけるような、地域密着型金融機能というものを強化していく取り組みというものを一層前進させていかな

ければいけないというふうに考えております。

平成十七年十月十二日

郵政民営化を初めとした構造改革と相まって、日本の金融システムというものが、より効率性が高くて、そして利便性の高い金融システムというものを実現できるように、今後の金融改革に取り組んでいきたいと考えております。

○佐藤(ゆ)委員　ありがとうございます。

金融のより開かれたシステム構築に向けまして、前向きなお話がお伺いできたと思います。やはり、少子高齢化時代の進展とともに、貯蓄率がさらに低下していくという時代になるかと思いますが、さらなる貯蓄率の低下を通じて我が国の金融の空洞化が生じませんように、やはりぜひとも安全かつ利便性の高い金融システムの構築に向けて期待を寄せさせていただきたいと思えます。

それから、本題であります。財政再建と日銀政策につきまして、以下六、七問、時間の許す限りお伺いさせていただきますと思います。

財政再建と日銀政策の関係についてでございますが、御周知のとおり、我が国の国債は、九〇年代後半の大型の緊急経済対策を打ちました結果、増発のペースが速まりまして、国の債務残高も今年度末で、先ほどございましたように五百三十八兆円まで膨れ上がるという時代になっております。これが、五年後、二〇一〇年度末には、財務省試算によりますと六百八十九兆円まで上がりまして、二〇一七年度末には八百九十二兆円までさらに増大するとの試算がでております。

現在、十年國債の利回りが一・五%近辺と、いまだ低水準ではございますが、財務省試算によりますと、これもやはり、十年金利が二%を超えてまいりますと、国債の利払い費が急速に上がってくるというような状況で、やや財政の持続性に対する懸念も上がってくるというような金利水準というふうに伺っております。

財政再建は、そういう意味で、やはり今、金利上昇が始まる前からある程度手だてを打っておくべきことではないかとというふうに考えておりまして、やはり金利が上昇し始めてから初めて手を打

つのでは手おくれではないかというような形で考
えております。

こうした財政状況を踏まえまして、まず日銀政策ですが、今後の日銀政策のあるべき姿についてお伺いさせていただきます。

まず第一に、九八年の金融危機以降でございますが、政府、日銀によりまして、一体となる政策運営の試みというのは既にされてきております。ただ、当時は、まさしく金融危機の回避とそれからデフレ克服に向けてました、政府、日銀の一体化の政策という位置づけであつたかと考えております。しかし、その後デフレの解消も近づいてまいりまして、経済環境というのかなり今足元、改善を示してきております。

そうした中で、マクロ政策の前提というのは当時とは極めて異なってきたという状況の中で、実際ＣＰＩを見てみますと、コアＣＰＩの前年比はことし八月時点で若干のマイナス、マイナス〇・一％にとどまっておりますが、ＣＰＩの中でも特に公共料金だけを見ますと、前年比マイナス一・五％。要するに、昨年秋季以降の電気やガス料金の引き下げですとか規制緩和によります任意自動車保険の料率の引き下げなど、いろいろなそういった公共料金の引き下げが実は全体的にコアＣＰＩの大きな押し下げ要因になっているというところで、これは、需要の弱さ、需給ギャップの拡大によるＣＰＩの物価のデフレ圧力ではななく、供給側の改善による物価の下落というような位置づけの方が実態像としてはふえてきているのではないかと考えております。

て、財政再建に向けました国債管理政策という新たな枠組みの中で、今後政府と日銀がどう一体化政策をとる余地があり得るのかどうかという点につきまして、財政再建の観点から、日銀政策の今後について、まず武藤副総裁にお伺いをさせていただきます。

○武藤参考人　今、我が国の国債残高、巨額な国債残高を抱えたマーケットというものを考えますと、この国債を順調に消化して、市場での円滑な価格形成を促すということが極めて重要なことであると認識しております。

そういう中で、恐らく御質問の御趣旨は、これから金融政策が量的緩和政策から何らかの形で出口政策という形で移っていったときに、長期金利の動向、ひいてはそれが財政にどのような影響を与えるかということについてのお尋ねであろうかと思えます。

日本銀行といたしましては、基本的には、この長期金利というものは、経済の状況それから人々の物価に対する見方によつて決まるものというふうに考えております。したがって、日本銀行としてなすべき最大のことは、金融経済情勢を見きわめながら適切な金融政策を運営することによりまして、物価の安定と持続的な経済成長の実現に努めていく、そういう形で、ひいては財政再建でありますとか、あるいは円滑な国債消化にも寄与することができるのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤(ゆ)委員　ありがとうございます。

日本経済にとりまして、やはり今後中期的に最重要課題と見られます。財政再建の観点で申し上げますと、やはり政策変更で金利上昇を引き起こすような事態になります。結果、国の利払い費が増大して、その結果、また新発国債を発行せざるを得ないような状況になりますと、政策としては本末転倒ではないかというような気がします。

そこで、今後、より目先に迫りました現実的な問題につきまして少しお伺いさせていただきたいと思っています。

九八年度の、先ほど申しました緊急経済対策で増発しました十年国債が集中満期を迎えます二〇〇八年度問題ですけれども、残されましたそれまでの向こう三年間というのは、毎年度国債の償還額が増加の一途をたどる現状でございます。財務省の試算でも、当初は二〇〇八年度に償還額が百三十兆円台の大口に乗るという見込みも出まして、その結果、財務省の方でも、国債の前倒し償還ですとかいろいろなものが工夫として計画されておりました、償還の分散化を図っておられるということは伺っております。

この大量償還期であります。いわゆる二〇〇八年の大量償還期であります。財務省としまして、国債市場の問題につきまして、財務省としまして、国債市場の需給悪化を防ぐためにどのような具体策をとられておられますか、そして、二〇〇八年の問題に向けて、実際に市場金利の急騰というのを想定する必要がある手だてというのが既に想定されているのかどうか、この点につきまして谷垣大臣に所見をお願いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 今佐藤委員おっしゃいましたように、二〇〇八年問題と巷間言われているようでございますが、一九九八年、タイのバーツが下落をしまして、いわゆるアジア金融危機、日本の金融システムにも深刻な影響が及びまして、それを何とか克服しようと、平成十年度は、急に西暦から日本のあれになります、平成十年度では大変巨額な補正予算を組んだりましたしまして、その結果、十年債発行額が四十・六兆と、前年度に比べますと約十四・五兆円増加をしたというようなことがございました。

そこで、やはり、これが十年をたちまして、償還期が二〇〇八年に来るわけでございますから、この対応というものをきちつとしておかなければならぬということ、先ほど委員がおっしゃいましたように、既に、満期集中の緩和を図るために、平成十四年度以降、買入れ消却というのを行っているというのが一つでございます。

それから、毎年の国債発行額、これからだんだんふえていくわけですが、平準化を図らな

ければいけないということで、一つは、発行年限の長期化というようなこともいろいろやっております。それからもう一つは、借換債の前倒し発行というようなことをやりまして、一挙にショックが集中しないようにという手だてをいろいろ講じているわけでございます。

こういう手だてを講じておりますが、国債の、特に金利等を見ましたときの国債管理政策の基本というのは、私は、これは私の立場として何度でも繰り返して申し上げなければならぬと思っておりますが、政府はやはり財政規律をきちっとやるんだ、意欲を持って財政規律に取り組んでいられるんだという姿勢を示すということが、私は第一であるというふうに思っております。

その上で、国債管理政策の適切な運営というようなことになるかと、市場とよく対話をして、市場のニーズがどこにあるのかということを見きわめながら、国債の保有層の多様化であるとか、いろいろな商品開発をするとか、そういうような手だてを講じていくことではないかなと思っておりますが、そういう手だてをすべてきちっとやらせていただいて、この二〇〇八年を無事越えたい、こういうふうな考えているわけでありまして。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

時間も迫ってまいりました。あと十分足らずでございますので、少し先に進めさせていただきます。日銀の政策スタンスの方でございますが、最近、先月の二十九日の講演で、福井総裁が、量的緩和の解除に関する判断時期につきまして、二〇〇六年度にかけて、すなわち二〇〇六年度に入る前か、あるいは入って数カ月かの時点と明言される御発言をされておられます。

そうした中で、イールドカーブの現状を見ますと、既に国債市場では、来年四―六期ごろの量的緩和の解除と、それから来年中の利上げを見越した金利の小幅上昇というのが既に観測されてきております。実際に、今月下旬に公表予定であります日銀の展望レポートにつきましても、二〇〇六年度のCPI見通しがここで前年比、仮にプラ

ス、〇・五％程度のプラスにでもなりますと、やはり二〇〇六年度にかけました政策解除の強い裏づけを提供するようなレポート内容になってまいりではないかと考えております。

そこで、国債管理政策のもとで日銀が協調政策を選ぶのか、あるいは一線を画しまして、あくまで日銀の独立性を最重要視するのか。この二〇〇八年度問題を意識した観点で、対応策について、日銀の基本見解を武藤副総裁にお伺いしたいと思っております。

○武藤参考人 御質問に二つの点が含まれていてたかと思えます。一つは、二〇〇八年問題、大臣からお話がありました国債償還の集中に対して、日本銀行がどのように協調していくのかということでありまして、まずその点からお答えをさせていただきます。

と、国債の償還が集中する、いわば市場にある種のゆがみが生じているということ、マーケットに近い日本銀行といたしましても望ましいことではございません。そういう形でありますので、買入れ売却を政府の方から日本銀行に協力要請がなされたときに、やはりこれは、そのゆがみを是正するという観点から、日本銀行としても協力をしていくべきであろうというふうに考えておるわけでございます。

同時に、日本銀行といたしましては、金融調節を円滑に実施する上で、資産の流動性というものを確保するということが非常に大事なことであります。この観点からも買入れ売却に協力していくということも適切であるということでございまして、十六年度中には四千億円、十七年度中には六千億円の買入れ売却に際することといたしました。このような形で、円滑な国債消化といえますが、それに協力をさせていただいているわけでございます。

もう一点は、これはもう少し基本的といえます。大きな課題でありますけれども、今後の量的緩和と政策の運営をどのように考えているのかという点でございます。

もう委員既に御指摘ありましたとおり、日本銀行は、消費者物価指数に基づく約束に従って、この点は詳しくは繰り返しませんけれども、量的緩和と政策を継続することとしておるわけでございます。

今の我が国経済の先行きというものにつきましましては、御指摘ありました今月末のいわゆる展望レポートによりましてはつきりと見通しが示されることになっておりますけれども、現時点におきまして、やはり今年度末から来年度にかけまして消費者物価がプラスに転じていく可能性が高い、その可能性が徐々に高まっていくというふうな考えておるわけでございます。そういう中で、消費者物価とリンクした形での金融緩和と政策をどういう形で展開していくのかということが課題になるわけでございます。

今、金融機関の貸し出し姿勢もだんだん積極化されてきておりまして、最近では貸出残高の下げどまりといったような現象も見られますし、一部では、特に東京都都市部では地価も下げどまりが明確になるというふうなことで、我が国経済の回復というものがだんだん明らかになりつつあります。

私もどなたといたしましては、やはり、そういう状況でありますけれども、企業設備投資、だんだん増加してきたとはいえまだ慎重でありますし、個人消費の増加ペースも依然として、着実ではありますけれどもなお緩やかである。消費者物価につきましても、ただいまマイナスからゼロ近傍になりつつあるという御指摘がございましたが、しかし依然としてゼロ近傍であって、まだプラスという状況にはなかなかないというところでございまして、したがって、現状におきましては、この約束に従いまして量的緩和と政策を継続していくということが、物価安定のもとで持続的な成長を実現するという上で適切であるというふうな考えているわけでございます。

きのうから本日にかけまして、金融政策決定会合が行われました。先ほど終了しましたけれども、

現在の当座預金残高目標、三十兆から三十五兆円程度を維持する、現状維持という政策決定を行ったところでございます。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。

そうしましたら、ごく手短かにもう一度武藤副総裁にお伺いさせていただきますかと思っておりますが、当面は量的緩和と政策を維持するというような御回答でございましたが、その一方で、やはり財政再建の観点からは日銀のある程度の協調政策というのが、特にこの二〇〇八年度問題に向けまして必要ではないかと見られるような御回答が、今、谷垣大臣からもあったかと思えます。ただ、そういった一方、財政再建の上でのメリットがあります一方で、量的緩和を長期化させることのデメリットについてもやはり並行して考えて、検討を加える必要があるのではないかと考えられます。

あえてその点について一点だけお伺いさせていただきますかと思いますが、これまで量的緩和が、銀行貸し出しが減少する中でほとんど効果が出てこなかったということが認識されているとおりでございまして、ここに来て銀行貸し出しが初めて持ち直しを見せてきているという状況にござい

す。全国銀行の残高の内訳を見ますと、全国銀行残高の七五％は対中小企業、そして個人向け貸し出しとなっております。したがって、いわゆる経済は回復しているけれども財政の事情で適正金利水準以下の金利水準で、下限金利で貸し出しが数量的にふえてまいる場合、いわゆる量的緩和の効果は今後出る場合に、その貸し出しのいわゆる緩和効果というのが、七五％を占めます中小企業や家計にまず影響が及ぶという事態が想定されると思えます。その際に、オーバーリスケテークが家計や中小企業で起きた後に、いざ政策金利を引き上げる事態になりましたときに、これもやはり中小企業や家計のバランスシートの問題に今後発展する可能性、おそれというのがあるのではないかと考えられます。

バブルの崩壊以降の処理を再来させないため

に、このあたり、バランス感覚として日本銀行でどのようにお考えなのか、そのあたりをお考えかどうかにつきまして、手短にお伺いさせていただきますかと思ひます。

○武藤参考人 現在の量的緩和政策は、言うまでもなく、我が国経済をデフレから脱却させて安定的な成長軌道に乗せるためにとっておるものでございます。

御指摘のとおり、この量的緩和政策というのが、ゼロ金利政策、ほとんどゼロという状態のもので、ある種の、金融市場にモラルハザードといひますかそういうアメリカ、弊害が出てきていますのではないかとこの頃はよく言われることでございまして。量的緩和政策といひますのは、いずれにいたしましても、我が国で初めてとられる極めて異例な政策であり、海外でもめったに例を見ない、そういう意味では異常な政策でございまして、それに伴ひまして、ある意味で、経済に何らかのデメリットがあるのではないかと、デメリットを及ぼすのではないかとこの議論は十分に我々も認識しておるところでございます。

問題は、結局、量的緩和政策のメリットとデメリットをどのようにバランスをとって考えていくかということかと思ひます。仮に、今後量的緩和政策を余りにも長く継続することによつてかえつて経済に悪影響を及ぼすというようなことがあつてはならない。もちろん同時に、余りにも早く量的緩和政策を転換したときの弊害というのをもたあるわけでございます。この点は、中央銀行にとつて現在まさに最大の課題であると思つております。

いずれにいたしましても、この政策委員会におきまして、毎月、さまざまなデータをもとに量的緩和政策の今後のあり方ということが議論されているわけでございます。現時点におきましては、先ほど申し上げましたとおり、これを堅持していくということが答えでありますけれども、今後の状況につきましては、まさに適切に運営していくためにどうしたらいいかということを議論してい

かなければならない。そのためには、展望レポートによつて一つの大きな我々の方向性というものを示して、これは景気の見方でございますけれども、それに基づいて適切な金融政策運営に努めていかなければならないというふうにご考えております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。時間も迫っておりますが、あと一つだけ、谷垣大臣にお伺いさせていただきますかと思ひます。

国債の市中消化の問題でございまして、国債の市場環境を踏まえまして財政再建の持続性ですとか金利の見通しを論じる場合に、発行済み国債残高が実際問題のところどれだけ市中で消化されているかという観点も、一つ重要なポイントではないかというふうにご考えております。

実際に、日銀の資金循環統計に基づきますと、公的消化額、いわゆる財政融資資金ですとか郵貯、簡保、それから公的年金、あるいは日銀保有分等を除きました国債のいわゆる市中消化額が、ことし三月末時点で国債残高の約四五%となつております。ですから、半分以上は公的部門が保有しているというふうな形になるわけですが、重要なのは、市場環境に対するインパクトも踏まえた上での持続性という意味になりますと、やはりこの四五%、市中消化額のいわゆる対GDP比率といひますか対名目GDP比率をいかに一定に保つか、上げさせないかということが一つの指標となつてくるのではないかとこのように考えております。

ひっくり返しますと、景気が拡大していて、景気が回復局面にあつて名目GDPが回復しているのであれば、その名目GDPの伸び率の範囲内で市中消化額、あるいは国債の増発が許されるのであればある程度比率は一定にできるということことで、景気回復によつて消化できるという議論も出てくるわけでございますが、このあたり、財務省の方でもいわゆる非市場性の国債などを検討されているというふうにご伺しております。

どのような御見解か、もし何かございましたら、

お伺いさせていただきますかと思ひます。

○谷垣国務大臣 今佐藤委員がおっしゃいましたように、これからいろいろなことを考えていかなきゃならないんだろうと思ひます。

特に、今おっしゃいましたように公的部門が持つてる割合が非常に多い中で、これから郵貯を民営化していく、今まで国債引き受けの大きなインフラみたいな役割を果たしてくれた機関が民営化をしていく。これはもちろん十年かけて完全民営化に持っていくというわけですから、その場合の移行問題も十分配慮した制度設計になつていきたいと思います。そのときにどういふふうにしていくかというところは、先ほど申し上げたような市場のニーズ、それから商品の多様性、保有主体の多様化、そういうようなことを含めて、今委員がおっしゃった非市場性の国債をどうしていくか、こういうようなことも含めて、今後いろいろ考えていきたいと思つております。

○佐藤(ゆ)委員 ありがとうございます。時間も過ぎましたので、本日の質問はここで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○小野委員長 引き続きまして、鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 民主党の鈴木でございます。私は、きょう四点についてお尋ねをしております。私はいふに思ひますが、まず第一点は、外為特会、そして財政融資資金特別会計の余剰金、積立金の問題、これはある意味では隠し財産ではないか、こういう視点でお伺いをしたい。それから、生保、損保の問題、これは社会的に大きな問題になつていますが、これが今どんなふうになつておるのか、また監督官庁としてどういふふうにご処理をされていくか、指導されていくのかということ。三番目にカジノ導入ということで、入るをはかつて出るを制すということもありまして、財政収入の、税制の一環としてカジノを導入するお考えはないのかというような視点。それから最後に政府系金融機関の統廃合、これもなかなか大変難しい問題だろうと思ひます、特に財務省の心

構えというのか、とりわけ財務大臣の考え方というのをしっかりと伺ひをしてまいりたい。こういうことで、逐次質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、三十一ある特会、特別会計の、とりわけ今申し上げました外為特会と財政融資資金特会の余剰金、積立金についてお伺ひをしていきたいというふうにご思ひます。

ちよつと状況だけ申し上げますと、国の予算にはいわゆる一般会計のほか厚生保険特別会計や道路整備特別会計など三十一の特会があるというのは、御案内のとおりでございます。本来は一般会計で一体的に管理することが望ましいわけでありまして、財政法で例外的に一般会計と区分した特会の設置が認められているわけでありまして。

ところが、この特会というのは、国民の受益と負担との関係をわかりやすく、弾力的かつ効率的に予算執行するのが本来の趣旨であるわけでありまして、実際には、三十一の特会の規模というのは合せて三百八十七兆円というところで、特会同士の重複部分を除いても二百七兆円、二百兆を超える大予算になつておるわけですね。それで、一般会計の四倍を超えて五倍に近いような状況であります。特に、一般会計から四十七兆円を繰り入れておるということで、一般会計歳出の六割近くを特会が使つておるという状況であります。ここまでは肥大化してきたにもかかわらず、なかなかこの部分について議論がされてこなかったということではないのかというふうにご思ひます。

この結果、どういふことが起きておるかという、各特会を所管する官庁があたかも自分の財布のように自由に予算を使つて、特会には各省庁やいわゆる族議員の既得権益の温床になつておる、私はこのようにとらえておるわけでありまして。

例を申すまでもないですが、厚生保険特会や国民年金特会では、巨額の予算が例の不採算の保養施設でありますグリーンピアの建設とか特殊法人や関係団体に天下った厚生労働省のOB

の高額な報酬に使われておることであり、塩川前財務大臣は、母屋でおかゆを食っているのに離れて子供たちが焼き食を食っている。これは有名な例えでありますけれども、まさにそんなような状況でありますし、結構そういう状況があるのがこの特会だというふうに思っています。

そこで、私は、歳出の抑制というのは当然でありますけれども、先ほど申し上げましたように、これは隠し財源じゃないかというふうに疑っているわけですが、余剰金、積立金を膨大に持っている二つの特会について順次伺いをしたいと思います、このように思う次第でございます。

まず、先ほど申し上げましたように、外為特会、それから財政融資資金特別会計の平成十五年度の積立金額は幾らあるのか、あわせて、それぞれの特会の積立金はどのように積み立てられてきたのか、この二点を伺いたいと思います。

○谷垣国務大臣 平成十五年度末の時点におきまして外為特会の積立金額ですが、これは約一兆千七百六十億円でございます。それから、財政融資資金特会の方は、積立金額約十五兆八百五十二億円となっております。

どのように積み立てられてきたかということですが、外為特会では、毎会計年度の決算をいたしますときに、保有している外貨資産の運用などによって生じます歳入から、事務取扱費、それから、いわゆる為替というのを発行しておりますが、その割引料等の歳出を控除いたしまして残金がありますときは、一般会計に繰り入れをする場合もありますわけですが、一般会計への繰り入れを除きまして当会計の積立金として積み立ててきたということでございます。

それから、財政融資資金特会におきましては、これも毎会計年度の決算で、その年の歳入の収納済みの額からその年の歳出の支出済み額等を控除して剰余がありますときは、これを特別会計の積立金として積み立ててきた、こういうことであります。

○鈴木(克)委員 私も、昭和二十六年から平成十五年までの、実はこの特会の余剰金と積立金の表を今持つてきておるわけですが、まさにおっしゃったように、その年の剰余金に今までの積立金を加えて、そしてそれはまた翌年の積立金になるということがずうっと繰り返されてきておるわけですね。

ちなみに、最近三十カ年の、平成十三年、十四年、十五年度の特会の剰余金は幾らずつあったのか、お示しいただけますか。

○谷垣国務大臣 この三十カ年度のそれぞれの特会の剰余金の額ですが、外為特会では、平成十三年年度が約二兆七千四百四十四億円、平成十四年度が約一兆七千三百五十三億円、平成十五年度が約三兆六千四百五十六億円となっております。

それから、財政融資資金特会の方は、平成十三年年度が約二兆九千九百九十二億円、平成十四年度が約三兆六千九百九十一億円、平成十五年年度が約三兆六千八百六十億円ということになっております。

○鈴木(克)委員 剰余金というのは、これは後で順番にお伺いをしていきますけれども、これは何兆円という単位で剰余金が出るということが一体全体本当にいいんだらうか、正常なんだらうかということがあります。

それはともかくとして、ちよつと続けて質問させていただきますけれども、それぞれの特会で、もちろん法律で規定をされておるわけでありまして、積立金の使途、使い道はどのように規定をされておるのか、それから、積立金はどのように管理運用されておるのか、この二点、あわせてお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 まず、外為特会の方ですが、これは、毎会計年度の歳入歳出の決算上収納済み額の合計額が支出済み額等の合計額に不足しますときは積立金から補足する旨規定されております。こういう用途になっておるわけですが、運用の方は、この積立金は財政融資資金に預託して運用をするということになっております。

それから、財政融資資金特会の方ですが、これも、毎会計年度、収納済み額が支出済み額に不足するときは、その金額を積立額から補足するというふうな規定をされております。それから、この積立金は、毎年度の歳入歳出の差額を積み上げたものでございますから、財政融資資金の一部を構成しております、財政融資資金として統合運用されておることでもあります。

○鈴木(克)委員 郵政民営化のときに財投がとか財投債がとかいろいろと言われたわけでありましてけれども、まさにここに一つの大きな問題点があるのではないのかというふうに思っております。財政融資、いわゆる財投債が特殊法人のむだ遣いや、そしてそういったものに対しての助長に使われておるのではないのかということになってくるわけでありまして。

先ほど、決算上不足を生じたときに使っていくんだ、こういう御説明がありました。では、それぞれの、外為特会、それから財政融資特会で決算上不足を生じたのは何回あったのか、そしてそれは金額は幾らだったのか、お示しください。

○谷垣国務大臣 まず、外為特会の方ですが、今まで決算上不足を生じたのは二回ございまして、一つは、昭和三十三年、約一億円不足が生じました。それから、三十四年度、約二・三億円でございます。

それから、財政融資資金特会、これは平成十三年年度に改まったわけですが、それ以前の、平成十二年以前は旧資金運用部特別会計と両方通して見まして、決算上不足を生じたのはこれまで三回ございまして、一つは、昭和四十七年度、約七十五・六億円不足が生じました。それから、五十三年度、これは約二百六十九・四億円でございます。三回は、昭和五十四年度、約二百八・三億円。以上でございます。

○鈴木(克)委員 結局、今伺ってみると、一億とか、多いときには二百億というような状況でありますけれども、そのために何兆円というお金を本当に積んでおかなきゃならないんでしょうかね。

私は、こんなことを放置しておる方がおかしいんじゃないのかなと。

もう一遍繰り返しますと、昭和三十年代から今までの五十年間で、それだけたつた二回と三回です。よね。しかも金額は、本当に、何兆円という単位では全くありません、何百億ですよ、それから何億というところもあったわけですよ。そのためにこれだけの多額の金を何で積んでおくんだ。これは、大臣、どうなんですか。本当にこれだけのものを積んでおく必要があるんですかね。国民が納得するような説明をひとつぜひお願いします。

○谷垣国務大臣 まず、外為特会ですけれども、御承知のように、現在は日本の国内の金利が非常に低くなっていますから、為替介入する場合の原資、為替を発行して調達するわけでありまして、非常に調達コストは低くなっております。他方、例えばドルとの関係で、為替介入をしてドルを買いますと、ドルの金利は、御承知のように、今四・何%でしたか、日本の金利と相当差額がございまして、その運用差額が現在ほとんど上上がつてくるという状況で、運用上は利益が生ずるということでございますが、これがやはり常にそういう状況とは限りませんで、変わってくる場合に、また一挙に今度は不足額が出てくるという場合もあるんだらうというふうに私も考えられているわけでありまして。(鈴木(克)委員「五十年間で二回あったんです」と呼ぶ) いや、それは、現在のよう日本の金利がこれだけ低くて、アメリカの金利が現在の状況というようにことが未来永劫続くというふうには私も考えにくいわけでございます。

それで、問題は、外為特会ではやはり必要とされるときは我々は為替介入するというスタンスをとっているわけでありまして、そのときに介入原資である保有外貨資産というものを、安全に、流動性もきちつと確保しておかなきゃいけないということでありまして、その差額が減ってまいりますとマーケットにいろいろな憶測が生じてくると

いうことがあるわけであり。なるほどもう日本の為替介入は介入する原資がなくなってきたな、こういうふうな思われまうと非常に問題が生じてくるというふうなことを我々は恐れておりまして、望ましくない為替変動が招来する可能性があるのではないか、そこには特会運営の持続可能性とか特会収支の健全性というものを重視していく必要があるのではないかと考えております。将来における歳入不足の可能性に備えられたものでございますから、現時点における積立金額は、この外為特会の健全性維持の観点から必要なものだというふうには私は思っているわけであり。それから、財政融資特会の方でございますが、ここは一般会計からの繰り入れなしの独立採算になっておりまして、国債で調達した資金を利ざやを取らずに長期で貸し付けるといことをやっているわけですが、その貸し付け、借り入れの満期構成についてはできるだけマッチングをしなきゃいかぬということでやっておりますが、これは、ミスマッチというものはある程度は避けられないところがございまして、金利変動が財務の健全性に大きく影響を与える可能性がございまして、収支がプラスになった際には、将来の金利変動に備えて金利変動準備金として積み立てて財務の健全性を図っていくことが必要じゃないかと思っております。

最近の極めて低い金利状況のもとでは、毎年三兆円程度単年度利益が続いているのは事実でございます。それで積立金も一定の規模となっておりまして、将来の金利動向というのはなかなか予測が難しい点がございますが、先ほどの外為特会とも同じでございますが、金利が相当高くなつた場合、現在と逆の状況が起こる可能性があるわけでございます。

そこで、平成十五年十二月、財政審でもいろいろ御議論を賜りまして、財政融資資金が金利変動に対して財務の健全性を維持するためにはどのぐらいの準備金が必要かという議論をしていただきました。そこで総資産の千分の百の金利変動準備

金が必要という指摘をいただいたところでございまして、千分の百まで必要だということでありまして、現在、平成十六年度末における、その計算をいたしますと、千分の五十五ということになっております。

○鈴木(克)委員 確かに、千分の百までというところで、現在千分の五十五だから問題ないんだというふうにお答えになったわけですが、十一兆とか十五兆とかこれだけのものを積み立てておかなきゃならないという理由には、私はやはり到底納得できないと思います。

先ほど、将来の損失補てんのための積立金だということであり。俗っぽく言うと、例えば民間の会社だと、ことし利益が出たと、来年、再来年、どうなるかわかりませんよね、しかし、出た利益はちゃんと税として払っていかなくちゃいけないわけですよ。これは例えば悪いかもしれないけれどもね。理屈の上でいけば、私は当たらずとも遠からずじゃないのかなというふうに思うんですけれどもね。いずれにしても、これだけ税収の厳しいときに、十一兆だ、十五兆だというお金を積み立てておく必要は私はないというふうに今思っております。

では、ちよつと視点を変えて、それぞれの特会法が制定されたのが昭和二十六年の三月だったと思うんですが、当初この剰余金についてどのような規定になっておったのかということですね。そしてまた、条文改正をして積立金を持てるようにしたわけですね。これはどういう理由で積立金を持つようになったのか。それ以前は持たないということだったわけですね。このところはどのようなふうに御説明になりますかね。

○谷垣国務大臣 鈴木委員がおっしゃったように、昭和二十六年に外為特会法ができたわけでありまして、そのときは、毎会計年度の決算をして、剰余金が生じたときはそれを一般会計に組み入れる、それから、歳入不足が生じた場合は逆に原則として一般会計から補てんしてもらう、こういう規定になっておりました。それを昭和二十八年に

改正して現在のような仕組み、「一般会計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの会計の積立金として積み立てる」、現在も一般会計に剰余金が生じた場合は入れることはしておりますが、それを除くほかは入れたり補てんしたりはしないという仕組みにしたわけですが、これは、先ほど申しましたような外国為替相場の変動などに伴って生ずるおそれのある損失に特会として備える必要性があるだろうという観点から、こういう改正をしたわけでございます。

それから、財政融資資金に関しては、昭和二十六年に制定されたのは旧資金運用部特会法でございますが、その当時では、毎会計年度の決算上剰余がある場合には、繰越損失がある場合にはその補てんに充てて、なお剰余があるときは、その剰余の額の半分、二分の一に相当する金額を積立金として積み立てる、あとの剰余は一般会計に繰り入れるということになっておりました。ただ、当時の法律の附則で、当分の間、当該剰余については、予算の定めるところにより、当該年度の一般会計の歳入に繰り入れる、こういうふうになっておりました。

それから、その当時は資金運用部特会ですね、繰越損失が発生して積立金の取り崩しによつては決算上の不足を補足することができない場合、こういう場合にはその額に相当する金額を一般会計から入れてもらつて補てんするということになっておりました。こつちの方は昭和三十年の改正で一般会計への繰り入れ規定が廃止されて、それと同時に一般会計から埋めるという規定も廃止されました。これは、政府資金の統合運用を行う資金運用部としては、その経理は一般会計からの繰り入れなしの独立採算で行うべきだという考え方でこのような改正をしたわけであり。なお、資金運用部の積立金につきましては、繰越損失が発生した場合などに備えるために、資金運用部の発足当初よりそういうものが置かれていたということでございます。

○鈴木(克)委員 当然そういう御答弁になつてく

るだろうと思うんですが、私は、やはりもう一遍改正をして、もとへ戻しても全く問題ないんじゃないかな。もう一遍繰り返しになりますけれども、五十年に二回、一方は五十年に三回あつただけですよ。しかも、十一兆とか十五兆とか、それだけの積立金をなげ置いておく必要があるのか。これは、まだ私自身は納得いかないということですよ。

そこで、毎年度の剰余金の一般会計への繰り入れは当然として、これまで積み立ててきた積立金についても債務の処理あるいは一般財源として活用すべきだ。そして、政府内にはこれだけ多額の、私から見れば明らかに隠し財源があるのに、これを明らかにしないで、ふたをしたままいわゆる大増税という形で国民に負担を押しつけるというのは、これはやはり許されることではないんじゃないかな。国民に負担を押しつける前にこういう隠し財源を明らかにして活用を図っていくべきだ、こういうふうには私は思うんですが、もう一度、大臣。変えなきゃだめですよ。改革をしなきゃ事は変わらないということですよ。

○谷垣国務大臣 鈴木委員は大変表現がお上手で、隠し財産というようなレッテルをお張りになるから今のような御議論になるんだろうと思うんですが、一般会計への繰り入れ、当然だと思つておりましたが、外為特会にしましては、平成十六年度も一兆四千九百九十億を一般会計に繰り入れておりました、今まで累計で約十八兆の繰り入れを実施してまいりました。

その上で、先ほど申し上げたところでありまして、これを全部一般会計に、剰余があるから、積み立てがあるから戻してしまふということになりますと、介入に必要な原資、すぐに入れることができるのか、あるいはもう手元に十分な資金がないなどというふうなことになる。不測の為替変動を生ずるおそれがあるということが私どもはやはり大きな問題点であると考えておりまして、積立金を取り崩して他の財源に利用することは適当ではないというふうに考えております。

それから、財政融資資金も、これは先ほど申し上げたところでございますが、一応今千分の百というところまでは積み立てようというところでやっているわけでありまして、さつき申し上げたことの繰り返しで恐縮でございますが、金利の変動というものがあつたときに、金利が現在の水準と違つていつたときどうするかということ、そのときになつて一般会計からどんな繰り入れとくれというわけにはいかないんじゃないかというふうには私も考えておりまして、千分の百まで積み立てることが適當であるというふうには現在私も考えているところであります。

○鈴木(克)委員 この前、何か政府がどうか財務省が所持の金貨をオークションで売り出され、落札総額五億七千万円という報道があつたわけでありまして、そうやって一生懸命金にかえられるものはかえていこうという御努力をされておられるわけですね。私は、いわゆる剰余金については、かつての法律はそうだったんだから、一般会計から入れていけばいいということだったわけですから、やはり法改正をしても一遍直していくということも真剣に考えてもいいのではないかな、こういうことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

続いて、生保、損保の問題でございます。これは二月二十五日の産経新聞でけれども、金融庁が、告知義務違反に絡んで本来は支払うべき死亡保険金を払わない、詐欺による無効と認定をしてもいいような、そういう事例が多数あつたということで、明治安田生命に対して二週間の営業停止を出されたというところでございます。

結局、同庁の調査、金融庁の調査では、一九九九年から五年間で不適切な保険金不払いが百六十二件見つかった。明治安田は、保険者に病気の認識がない、死因に関係ない職業を偽つた、それから保険外交員が不告知を勧めたなどの例も告知義務違反として、要するに保険金を払わなかつたというふうなことも書かれておるわけでありまして、これは明治生命保険の保険金支払い部門が二

〇二二年五月に、いわゆる統合したわけでありすが、そのとき以来その保険金の支払いを厳しくするように方針転換をしておつたのではないかと、そういう報道もあるわけでありまして。

それで、時間の関係で先に進みますけれども、損保の未払い、公表十六社で計六十六億に、これは九月二十日の読売新聞でありますけれども、三井住友海上火災保険は、二十日、過去三年間に二万五千九百一十一件、約十五億七千四百四十万円に上る保険金の未払いが見つかったと発表しました。これで大手損保六社の未払い調査の結果が一通り出そろい、未払い額は、六社で十三万件、五十五億円を超えた。日本損害保険協会によると、加盟二十二社のうち、何か外国の損害保険会社を含むと四十八社になるそうであります。このうちの十九社で未払いが発覚し、これまでに調査結果を公表した十六社の未払い額は、合計十六万一千二百二十八件、六十六億五千七百三万円に達した、こういう報道です。

未払いの多くは自動車保険で見つかった。自動車保険には、対人、対物補償などに加え、見舞い費用や代車費用を負担するなどの特約がつけられる場合が多いが、未払いのほとんどはこの特約が契約どおりに履行されていなかった、こういうことですね。これは御案内のとおりであります。

そこで、逐次お伺いをしていくわけでありまして、今回の保険金未払い問題は、今申し上げたように明治安田生命において多数の保険金未払いが発覚したこと、端を発し、他の生保、損保各社でも多数の未払いが発覚するに至つたものだ。また一方では、バブルの末期、大手銀行と大手生保が連携して、土地を持った高齢者に対して、相続税対策に有効な生命保険であるということで変額保険を高額の融資と一体として大量に販売をした。全国で二万四千件以上に上る、いわゆる被害者が発生をして現在も苦しんでおる、こういう状況もあるわけですね。

そんな中で、個々の保険金の未払いは、それぞれの生保、損保における個別の問題にとどまるものでは、私はそのように思います。個別の生保の不払いが判明すれば、保険に対する不信感が生保業界、損保業界全体に波及するおそれがある。保険への不信感により保険業界全体のマーケットが縮小すれば、巨大な機関投資家である生保、損保各社の投資行動の変化を通じて金融業界全体への悪影響も懸念される。これは、せっかく長引く踊り場を脱却したと、末端にはそんなふうに見える上でも看過できない問題だというふうには思っています。それだけに、政府、金融庁は、生保、損保、共済等すべての保険業界全体の営業姿勢、管理体制を改めて厳しくチェックする必要があるのではないかと、このように考えるわけでありまして。

金融庁は、ことしの七月二十六日に、生命保険会社三十九社に対して、九月末を回答期限として保険金などの不払い案件について一斉に調査報告するように要請した、このように伺つておるわけでありまして、過去の不払いの実態を明らかにするとともに、生保各社からの報告を受けて、政府としては現在どのような見解を持つてみえるのか、まずお伺いしたいと思います。

○伊藤(國務大臣) 答えをさせていただきます。適切な保険金等を支払つていくということは、保険会社の保険事業の運営にとっては必要不可欠なことでございます。こうした中で、今般、保険事業の信頼を損なうような事象が発生をしたということは、極めて遺憾なことだというふうには考えております。

こうした事態を受けまして、今委員からも御紹介がございましたように、生命保険各社におきまして、七月二十六日、全社に対して、保険金等支払い管理体制の再点検を行うとともに、不払い事案にかかわる再検証を行うことを要請し、保険業法に基づき九月三十日を期限として報告を求め、現在各社から提出をされた報告書についてその内容の精査、確認を行っているところでございます。

また、損保についても御指摘がございましたが、損害保険各社においても、九月三十日に、全社に

対しまして、保険業法に基づき十月十四日を期限として報告を求めるところでございます。

保険金等の支払いは保険会社の基本的かつ最も重要な機能でございますので、こうした観点からかんがみ、当該の報告徴求を通じて、適切な保険金等支払い管理体制が確立されるよう私どもとして求めてまいりたいと考えております。

○鈴木(克)委員 続いて、保険会社のいわゆるガバナンスについて質問をさせてもらいたいと思いますが、今般の保険各社における保険金の未払いは、断じて事務的なミスだとか手続上のミスにとどまる問題ではないと私は思います。

一部報道によれば、今般の保険金未払いについて、組織的な未払いではなく、あくまでも事務的なミスだと弁解をしておる向きもあるようでありまして、けれども、全社的に事務的なミスがあつたのであれば、それはもはや組織としての事務処理体制に不備があるのであつて、組織的な不払い以外の何物でもないと思ひます。さらに、保険金不払いは、不払いに遭つた人の目線という観点に立てば、それが保険会社が組織的に行ったものであると、事務的処理ミスによるものであると、全く変わるところはないわけですね。

また、保険というものは、これは釈迦に説法でありますけれども、万一のときのために存在するわけですから。いわば最後のとりでなわけですね。万一のとき、そして、その唯一のよりどころである保険金が支払われないということであれば、保険自体が全く意味のないことになるのではないかと。したがって、保険会社には他の一般事業会社以上の厳しいガバナンスが求められておるというふうには私は思ひます。

に選べるために、物言う株主ならぬ、物言わぬ総代ばかりになっていくということが言えるのではないかと思います。例えば、総代の選出方法を契約者から抽せんや選出など、相互会社のガバナンス体制を抜本的に改める必要があると私は考えるわけであります。

また、株式会社形態をとる保険会社についても、営業職員の大量採用、大量脱退を繰り返す雇用スタイルが、金融知識やコンプライアンスの不十分な販売員を大量に発生させることになっておるのではないかと、このように思うわけであります。

そこで、私は以上のような問題意識の中で、政府としては保険会社の営業姿勢、管理体制についてどのような問題意識を持って、今後どのような具体的な対策を考えているのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○七条副大臣 この問題について私の方からもお答えをさせていただこうと思ひますが、今、保険のいろいろな問題が指摘されました中で、保険会社の中には株式会社と相互会社がある。特に生保の中には、先生も御指摘のとおりでございますけれども、十三社ありまして、そのうち六社が、生保の中の六社が相互会社でございます。そういう観点から申し上げますと、この六社が大手になることもありまして、特に今度の被害の、未払いの問題が額が大きかったということではないかと思ひます。

その意味で、まず、先ほど来のお話の中での相互会社の形態ということで申し上げますと、このガバナンスでございますが、保険会社のガバナンスに関しては、相互会社においてもあるいは株式会社においても同様の、保険会社の公共性あるいは保険契約者等の保護の観点から、事業の透明性の向上とか、あるいは経営へのチェック機能の充実というのは、これは求められているところでございまして、当然やっているとございまして、また、特に相互会社について、先ほど先生のお話がありました、社員総会にかわる、いわゆる実

質的な会社の最高意思決定機関であります総代会も設けられておりまして、株式会社と同様の、株主総会における経営チェック機能と同様の役割を果たしているものではないかと思ひておりまして、これを牛耳っていくという構成をしていく総代の人選につきましても、いわゆるその選出のプロセスは会社からの独立性が確保されている必要がある。そういうようなことを本年の四月に策定をされました「保険会社向けの総合的な監督指針」においてきちっと位置づけるために、「保険監督上の評価項目」として、総代会の経営チェック機能向上のための措置としてその着眼点を明示してあるところでございまして。

また、同監督指針においては、そのほかに、先ほど先生のお話がありました、代表取締役あるいは取締役等がそれぞれ適切に経営管理機能を発揮していけるということについては、これは株式会社の役員会とあるのは同じような検証ポイントも記載されているところでございまして。

それからもう一つ、私どももいたしましては、保険会社の中で、特に相互会社の各社においても株式会社と同様に、本監督指針を踏まえつつ、いわゆる自己責任の原則のもとで経営管理体制についての一層の整備が図られていくよう期待すると同時に、適切な検査監督、特に未払い問題の適切な検査監督も含めてこれからやっていかなければならない、こういうふうにと考えているところでございまして。

○小野委員長 まだ答弁が残っていますか。

佐藤金融庁監督局長。

○佐藤政府参考人 お尋ねのうち、販売チャネルにつきましまして、営業職員の大量採用、大量脱退という問題の部分について補足をさせていただきますと思ひます。

保険会社の販売チャネルにつきましては、御案内のとおり、最近では、伝統的な営業職員による販売のほか、インターネットや通信販売あるいは銀行での窓販、さらには来店型の販売といった多様なチャネルが出てきているわけでございます。

れども、こういった中でどういう販売チャネルを採用するかというのは、基本的には各会社の経営判断であらうかと思ひます。

ただし、こういった販売チャネルを採用するにいたしまして、保険会社には、保険募集時に保険契約の重要事項について顧客に対して的確な説明をするということが強く求められているわけでございます。したがって、御指摘のような雇用スタイルの場合にはやはり懸念される点があるわけでございます。適切な顧客説明を行うための教育や研修といったものがきちんと確保できているかどうかという点がやはり重要であらうかと思ひます。この点につきましては、私どもも監督上、重要な着眼点の一つというふうに位置づけておるところでございます。その趣旨は私どもの監督指針においても明記をしているところでございまして。

また、こういった確かな顧客への説明の確保という観点から、本年七月に、保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームというところで中間論点整理というものを提出させていただきました。この中で、明瞭かつ丁寧に説明されるべき重要事項、顧客への説明の対応、これについて適切なルール整備を行うということと整理をさせていただいたということとございまして、今後とも、こういった検討を含めまして、顧客に対して適切な販売、勧誘が行われるよう環境整備に努めてまいりたいと思ひております。

○鈴木(克)委員 残り時間の関係で、投資サービス法と保険商品に関する規制のあり方と、それからもう一点、保険、共済等に関する共通ルールの整備については、後で時間があれば質問させていただきます。ただ、この中で、内閣府、警察庁からもお越しいただいておられますので、ちょっとカジノについて質問をさせていただきます。ちよつとカジノについて質問をさせていただきます。ちよつとカジノについて質問をさせていただきます。

カジノ構想というのは、構造改革特区構想の中で三重県鳥羽市、静岡県熱海市などが名乗り出て、一昨年の三月には東京、大阪、静岡、和歌山、宮崎の各都府県知事が連名で、カジノ合法化を求め

る要望書を当時の鴻池構造改革特区担当大臣に出されております。

また、新たな需要をもたらすとして大企業や財界が熱い目を注いでおりまして、一連の動きをバックアップしておるという状況であります。とりわけ、経済財政諮問会議で奥田日本経団連会長が四国にカジノ誘致論を展開したほか、日本プロジェクト産業協議会、JAPICが都市型複合観光事業研究会をつくり、既に数次にわたって海外調査団を繰り出しておる。総合商社の三井物産や総合広告・イベント大手の博報堂などが社内にはカジノプロジェクトを設けておるというような状況は、御案内のとおりでございます。

そこで、現在、カジノについては世界の過半数の国、地域において合法化されておる状況にあります。これらの国におけるカジノの設置の目的というのは、観光促進、税収入の確保、外貨獲得などさまざまありますけれども、その経済波及効果については、税収入はもとより、雇用などに対しても大きな効果を及ぼしているとの報告があります。他方、こうした施設を設置することにより、犯罪の誘発、教育、地域への悪影響等が懸念されております。

現在、こうしたカジノ施設の合法化に向けた検討については、地方レベルでの動きが活発であると認識しておりますが、国レベルの検討状況はいかがかということについてまずお伺いしたいと思います。

○竹花政府参考人 警察庁は公共の安全と秩序の維持を責務といたしてございまして、これを遂行する立場からいたしますと、賭博場であるカジノの合法化を積極的に推進する立場にはございませ

ん。仮にカジノを合法化する特別立法がなされる場合、警察といたしましては、地域の風俗環境の保持、少年の健全育成、暴力団等の排除といった観点から十分な対策を講じる必要があるものと考えております。

○鈴木(克)委員 それは当然現段階ではそういう

ことなんでしようが、私は財務大臣に伺いたいわけでありませうけれども、先ほど四項目を御質問すると言ったときに、入るをはかって出るを制すということをお願いしたんです。やはり税金を上げていくというの、所管大臣として大きな務めだということには私は思っています。

なぜ私がこういうことを申し上げるかというと、実は私は、ちよつと手前みそであります。以前小さな市の市長をしていました。そこには競艇場が実はあったわけですね。市長就任のときに売り上げが下がって、もう雇用も維持できないかもしれない、しかし、もしそこが閉鎖をするようなことになれば地域に及ぼす影響は物すごい、それから市への繰り入れが落ちてしまうということで、実はナイターに踏み切ったわけですね。おかげで、二十四場の中で、今、日本で第三場か四場の売り上げになっておるわけですね。確かにいろいろありました。しかし、結果的には、地域経済にも非常に大きなあれもあるし、市の財政にも大きな影響を及ぼしておる。

そういうことをやってきた者の一人として、私は、財務省というか大臣の、財務省というよりもむしろ谷垣さんの、いわゆる政治家として日本の将来の税収を思ったときに、このカジノをどういうふうにとらえて、例えば税収の一環としてそういうものを考えていくおつもりがあるのかないのか、その辺をお聞かせいただければありがたい、このように思うわけでありませう。

○谷垣国務大臣 政治家としてカジノをどう思うかとお問いかけてございますが、私自身は、カジノに入りましたこともありませんし、余りギャンブルをしたことがないので、もうひとつ感覚がよくわからないところがございます。

ただ、昨今ではシンガポールもカジノを導入しようというところに踏み切って、おやりになっている。あれが果たしてどういう影響を及ぼしていくのか、またどういう効果等々を上げていくのかということは、実は私も関心を持っておりまして、あのあたりもよく見ていきたいと思っております。

す。

恐らく、カジノを議論しますときは、今、鈴木委員もおっしゃいましたように、地域地域の活性化というようなことがやはり根底にあって、特区のような形でカジノをやつて地域の振興に使えないかというような発想が背後にあるのではないかと思っております。そういう観点から私もシンガポールの動向等を注視しているわけですが、もちろん、竹花局長が答弁されましたように、青少年に対する影響であるとか、治安に対する影響とか、いろいろ考えなきゃならないこともあると思ひます。

また、地域の振興ということを考えますと、税収を考えるとおっしゃいましたけれども、私はこれはもし考えますとすれば地方税なのかなというふうな気もいたしております。必ずしも国税の観点から考えられるだろうか。もちろん、どういふ税体系にしていくなかというふうなことも、まだ全く検討に手がついていない状況でございますから、今即断は避けさせていただきますが、私としては、そのシンガポール等々の実験も注視していきたいと考えている段階でございます。

○鈴木(克)委員 実は、いろいろな世界の状況等も調べて私もここへ臨んだわけでありませうから、このことについて議論をしたいところでありませうが、税という意味で私もこの場合持ち出したわけでありませうから、きょうのところはこれぐらいでこの議論については終えておきたいというふうに思ひます。また改めて違う場所ですっかりと議論をさせていただきます、このように思ひます。

さて、最後の質問になるわけでありませうが、政府系金融機関の統廃合について伺ひたい。これは、私はある意味で最大の難関ではないのかというふうに思ひます。郵政民営化は、これはあれを恐れずに申し上げると、財務省はうまくやったというふうな正直思ひますね。手が届かなかつたいわゆる郵貯、簡保について、い方はあれかもしれませうけれども、そういう意味で恐らく財務省はしてやったりということではないかなと私は思ひますが、この政府系金融機関については、今度は全く逆の状況が実は出てくるわけでありませう。

例えば、日本政策投資銀行は国交省ではありませんけれども、もちろん財務省、国交省。そして、国際協力銀行は財務省と外務省。中小企業金融公庫は経産省と財務省。商工組合中央金庫は経産省と財務省。国民生活金融公庫は財務省と厚労省。そして、公営企業金融公庫は財務省と農林省。農林漁業金融公庫は農水省と財務省。沖縄振興開発金融公庫については内閣府と財務省。住宅金融公庫はちよつと違うにしても、これも国交省と財務省ということ、これはまさに財務省のいわれる権益と言つてまじかられるかもしれませうけれども、これは本当に大変なことでありませう。

郵政民営化は、小泉さんと財務省、あれがうまくマッチングと言つて大変恐縮なんです。今度はそのはいかないんじゃないのかな、正直そういう目線では私が見えさせていたおるわけでございます。これは私の勝手な邪推と言われればそれかもしれませんが。

いずれにしても、この中で実は政府系金融機関の貸出総残高、これは九つというところで住宅金融公庫も含めての数値でありますけれども、百四十四兆数千億というふうな状況で、そのうち問題なのは、不良債権化しておるのが八兆数千億あるんではないかということなんでございませう。

そういう状況の中で、この前の新聞報道を見ますと、まさに今申し上げたような形で、例えば十月八日の「首相発言巡り関係閣僚舌戦」ということで、総理が政府系金融機関は一つでもいいんじゃないかということをおっしゃったということに対して、出る出る出る出る出るわと言つて大変恐縮ですが、竹中大臣、谷垣大臣、岩永大臣、中川大臣、皆さんそれぞれのお立場でおっしゃつておるわけですね。

そこで、きょう金融庁からお越しただいておるわけですが、まず所管をする内閣府として、きょうは浜野さんに来ていただいておりますわけでありませうが、これについて今どういふ御見解なのかということをお示しいただきたいと思ひます。

○浜野政府参考人 政策金融改革につきまして、本年六月に閣議決定をされました経済財政運営と構造改革の基本方針二〇〇五にございませうに、平成十四年十二月に経済財政諮問会議で取りまとめました「政策金融改革について」に従ひまして、本年十一月を目途に、あるべき姿の実現に関する基本方針を取りまとめるということになっております。

○小野委員長 この際、七条内閣府副大臣から発言を求められておりますので、これを許します。○七条副大臣 少し、先ほど数字が間違つておつたようでございます。保険会社向けの総合的な監督指針、本年の四月と私は言つてしまつたかもわかりませう、八月の間違ひでございますので、訂正させていただきます。

○鈴木(克)委員 あとわずかな時間になりました。そこで、現在の谷垣大臣のこの政府系金融機関の統廃合についての見解はどんなふうなのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 政府系金融機関をどういふふうにしていくかというのは、構造改革をなし遂げていく上でも非常に大きな意味を持っているというふうには私は思つておるわけでございませう。比で最盛期の半分に抑えていくとか、そういう方向性がいろいろ出ているわけでございます。私は、それを追求していくことは私もやらなきゃいけないと思つておるんです。

その上で、政府系金融機関が果たすべき役割というのがなくなつたわけではもちろんございませう、あくまで民業の補完ということでありませうけれども、公益性が極めて高いとか、あるいはなかなかリスクの評価が難しく民間が参入しない分野というものがございませうから、まずやるべきこ

とは、民業補完という前提のもとに政府系金融機関に求められている果たすべき機能は何なのか、それから、今は政府系金融機関がやっているけれども、もうこんなものは必要じゃないじゃないかというふうなものは何なのかという仕分けが、私はまずなきゃいけないのではないかと思っております。

例えば、中小企業のネットワークというふうなものはどうなのか、ODA等々はどうなのか、外国に対する協調融資みたいなものはどうなのか、あるいは災害対策みたいなものはどうなのか、いろいろなことがあると思いますが、私はまずそこをきちつと議論する必要があると思っております。その上で、これは必要だ、残さなきゃならぬ、これはやめようということがあった後に、どういう組織でやればいいのか、統合した方が効率が上がるのか、あるいは統合しない方がそれぞれの機能というのが明確に評価できているのか、効率性がどっちが上がるのかという議論があるべきではないかなと思っております。最初から数の話ではないのではないかなというふうに思っております。

○鈴木(克)委員 御質問の最後にさせていただきたいと思いますが、今、統廃合という形で大臣の御所見をお伺いしたわけですが、一方で、いわゆる民営化構想というのがあるわけですね。収益性の高い政府系金融機関の民営化構想というものがある。民営化すれば採算を度外視した低金利での融資はできなくなる。また、財務内容が悪化すれば資金調達コストの上昇も予想され、不採算融資を打ち切ったり、業務の効率化を図らざるを得なくなる。民間銀行は競争条件が公平になると期待をしているとの報道もある。

○谷垣国務大臣 結局、さつき答弁させていただいたことに尽きると思うんですが、もうこういうことは政策金融でやるべきではないという分野があれば、廃止をするなり、あるいはもうそれは民間に持っていくなりということとは十分あり得ることはではないかなと思っております。

○鈴木(克)委員 終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 続きまして、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。両大臣におかれましては、連日、大変お疲れさまでございます。そしてまた、きょう、一般質疑の機会をいただきましたありがとうございます。私からは、先日拝聴いたしました谷垣財務大臣の大臣所信、これに沿いまして、二、三お伺いをしたいと思います。

まず、経済財政運営に関する基本的な考え方という中で、「政府、民間双方の構造改革の取り組みにより、財政出動に頼ることなく、国内民間需要を中心に回復を続けております。」という御見解をお伺いいたします。

民間の、特に個人消費の底がたい状況の中で、多分そういうふうな分析をされる中で、先般の定率減税縮減、撤廃を、選挙の終わった二日後だったと記憶をいたしておりますが、さわやかにおっしゃっておられたように記憶をいたしておきながら、その辺の事実関係と、それから本当に個人消費に冷や水をかけないのか、まずその辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○谷垣国務大臣 古本委員とは、選挙前も随分この議論はさせていただいたんじゃないかなと思っております。

景気の現状認識でございますが、私は、今、企業業績は堅調である、それから設備投資もなかなか調子がいい、そういう中で、長い間の心配は、企業業績はよくなってきたけれどもそれがなかなか家計部門に波及しないじゃないか、あるいは個人消費に向かっているかないじゃないか、これが長い間私どもの悩みであったわけですが、ようやくそのあたりが、企業業績が個人、家計というのに及んでくる状況ができてきたかなというふうに見えているわけでございます。

半分については、ことしの税制改正、法案も御審議をいただいて通していただいたわけで、来年の一月から実際にその定率減税の半分の圧縮というものが出ていくわけですが、残りの半分をどうするかという議論があるわけでございます。選挙が終わった後、二日後だったかどうか、私は記憶がはっきりいたしておりませんが、恐らく、二日後という火曜日でございますから、火曜日は定例の閣議がございまして、その後に記者会見がありますので、そのとき、どうするんだと聞かれて、私は、今の状況前提とすると残りの半分ももとに戻すという流れだろう、そして、それは景気動向をもちろんよく勘案して議論をしていかなければいけないけれども、現在のところでは、さつき申し上げたような状況なので、十分議論できる環境になっているのではないかと、私はそう考えておりますので、一字一句同じかどうかわかりませんが、そういう趣旨のことを、記者会見でお尋ねがありましたのでお答えをしたというふうに思っております。

○古本委員 現在の定率減税は、当時の小淵元総理の御英断で、まさに日本の景気が極めて悪化をしている中で判断をなされた施策の一つだったというふうに理解しています。そして、その際には、恒久的減税という言い方をなさって整理されたかというふうに理解しています。

そして、今回の縮減並びに撤廃に伴いまして、中所得層、特に消費を支えていただいているような、貯蓄率の低い、したがって可処分がそのまま消費に直結するような、年収四百万とか五百万、六百万の中所得層、この辺の方々に直撃をする可処分減につながるということは、大臣も重々御理解をいただいているというふうに思います。そして、こういう人々が、実は、今回の増税に伴う財源、増税財源ですが、何に使われるかということ余り御理解のない中で総選挙を迎えられたのではないのかとさえ思っているわけでございます。

そこで、ここに平成十六年十二月十五日付の御党の政調会長と公明党さんの政調会長合意、与党合意の文書がございまして。平成十七年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分については、(1)交付税率相当分につきましては、地方交付税交付金として地方一般財源に充当する、(2)特別障害者給付金支給法及び医療観察法により必要となる額に相当する額はこれに充てることにする、(1)、(2)とこう書いておいて、そして、その次のただし書きといいますが、枠外の書き方によってこう書いてありますが、2、平成十七年度予算においては、初年度増収額から上記、今申し上げた(1)、(2)を除いた金額を基礎年金国庫負担額に加算する、こう記載をなさっております。

そこで、お伺いをするわけですが、当年度分、一体幾ら税収増が見込まれて、それぞれ幾ら充てるのか、お教えをいただきたいと思っております。

○谷垣国務大臣 初年度増収分が千八百五十億円というふうに見積もっております。

そのうちで、委員がまずおっしゃった地方交付税交付金、これが五百九十二億円になります。それから、特別障害者給付金というものが百一億円……(古本委員「大臣、ゼロが一個ずれている」と呼ぶ)千八百五十億円……(古本委員「けたが違っている」と呼ぶ)

○小野委員長 単位が一つずれていませんかということですか。

○谷垣国務大臣 いや、それは、初年度は一月から算定されますので、千八百五十億でございます。それから、地方税分はまだ一月から三月の間は入ってきておりません。私が申し上げたのは、これ……(古本委員「二一三分ですか」と呼ぶ)一三三の部分ということでございます。それは千八百五十億。

それで、地方交付税交付金が五百九十二億。それから、国分、残りの千二百五十八億であります。特別障害者給付金が百一億、それから医療観察法に振り向ける分が五十六億、それから基礎年金国庫負担額への加算が千一百億、こういうことになっております。

○古本委員 失礼いたしました。

そうしますと、国民基礎年金の未納や未加入により年金財政を破綻させ、そしてその穴埋めに使う分が、割合でいけば過半を占めている、こういうことですね。

○谷垣国務大臣 初年度分では千八百五十分の千一百一となるわけですから、過半でござい

ます。
○古本委員 次の四―三分につきましては翌年度の税制改正ということになるんでしょうが、今後の議論の行方について、引き続き、国民年金の未納による穴埋め分を、もとより未納や未加入のないサラリーマン増税によって得られた財源によつて充当するという方向性に変わりはないですか。

○谷垣国務大臣 先ほど委員がお引きになりました与党の政調会長の合意にも書いてございますけれども、平成十八年度分については、全く今コミットというのは特にないわけでございまして、これから議論をしていくという段階でございまして、これ

○古本委員 今いわゆる恒常的未納と言われる二十四カ月未納の方が四百万人ですか、それで、足らず前、いわゆる未納額の総額が七千億を超えている、八千億に近いという数字も社保庁から出ておりますよね。

そういう状況の中で、一方で、負担分引き上げに伴う財源が枯渇して、そして気づいたらこんなところにいる財源があったということで引き当てる、こういうことなんでしょうが、所得税は今税収どのくらいありますか。基幹税ですよ。年間大体十四兆円ありますね。この十四兆円の大方を支えているのはサラリーマンですよ。まさに今回の総選挙で御党と書いた人らですよ。七割から八割の人が所得税を支えている人ですよ。この人たちはもとより未納や未加入はないんですよ。

未納や未加入のない人たちが所得税増税をして、まあ、恒久的減税だったかもしれないが、少なくとも、可処分所得に占めるマイナスのインパクトは与えながら、それを未納や未加入で取りつ

ぐれた分の穴埋めに使うというのは、これは不公平と言わずして一体何と言うんでしょうか。

来年度の十八年度の議論はまだというふうにおっしゃいましたが、よもやそういうことのないようになされた方が、選挙対策も含めましてよろしいんじゃないかなと思ったりもするんですが、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 年金の今おっしゃった未納、未加入、この中にはいろいろなものがあると思いますが、やはりそれが空洞化しているという不安が国民の中にあることは、これはもう紛れもない事実でございまして、それをどう埋めていくかというこの議論はやはりなければならぬんだらうと私は思います。

それを越えまして、では、来年度どうするのかというの、先ほど申しましたように、まだ全く白紙でございまして、実はこのところはそれぞ

れの論者によりまして、年金に欲しいと言う方もあれば、少子化対策に欲しいと言う方もあれば、いやいや、やはりこれだけ財政が悪いんだから少しでも国債を返していくのに充てるべきだ、いろいろな議論がございまして、これから私は議論していききたいと思っておりますが、やはり幅広く見て議論をしなければいけない問題だと思いま

す。
○古本委員 年金の未納の問題は、我が国の金庫番である財務大臣におかれましては、私は、これは直視せざるを得ない大問題だというふうに思っているから、今お伺いをしていただいております。

そして、今御案内のとおり、これは社保庁が最近大変情報開示をさせていただいておりますので、年金未納者の平均年収は三百一十万円です。いいですか。年金を納めておられる方の平均年収は約三百七十万円という数字があります。つまりは、所得の低い人ほど未納にある。これは以前大臣にもこの点は申し上げた記憶がございまして、つまり、制度が信頼できないということでは二

十代の若い人たちです。もとより、払いたくても先立つものがありませんと言っているのが、いわゆる子育て世代、まさに中核として、担税力があるかどうかは別にして、税を負担いただいているこの中所得層なんです。この人たちが未納の一番の理由に挙げているのは、経済的に払えないとおっしゃっているんです。

したがって、政府の年金制度の信頼を上げていきたいというこの問題ももともとでありまして、まさに党派を超えて議論していくということだと思ひますが、もとより、中所得層、年収四百万、五百万層に、可処分減となる、直結するこの所得税増税を、定率減税の縮減、撤廃に伴う増税を行つて、自律的に年金財源の回復ができるのかどうかというふうには私は懸念をするわけでありま

す。御見解を伺いたいと思ひます。
○谷垣国務大臣 これは、また先ほどの繰り返しになります。私は、この定率減税の見直しでもとに戻したものを、大宗を年金に入れていくというのが果たして本当にいいことかどうかというの

は、私自身も疑問に思っているところがござい

ます。
もちろん、これはまだまだ議論が、要するに、定率減税も、まだ半分どうしていくかという議論はこれからでございまして、そういう使い道も含めてこれから議論をしなければいけませんけれども、よくよく幅広く考えたいと思っております。

○古本委員 ありがとうございます。今大臣から踏み込んで御発言を、思い切つて言つていただいたなと思つています。少なくとも、与党政調会長合意によると、恐らく年金未納により財政が破綻している年金財源に、定率減税縮減、撤廃に伴う増税財源を充当すると明記している中で、そのことについてはいかがなものかと懸念はしておるといふところまでおっしゃっていただきました。

これは、やはり、大臣、以前も申し上げましたが、私は信じています。加藤の乱で男を上げて、いよいよという大臣がですよ、こんなせこいこと

でつまずいちゃ、世論の札はふえませんか。ぜひ

英断してもらいたいです。これやっちゃうと、全国四千万人を超える給与所得者はみんなノーと言いますよ。

今回の総選挙、これはホストイシューになつてなかつたんです、みんな気づいてなかつたんです。前回の定率減税の縮減もすつとやっちゃわれたでしょう。我々も気づかなかつた、正直言つて。我々もキャンペーン張らなかつたのも悪いし、このことに触れずして総選挙をやった皆さんもこれはこ

すいすい。そういう意味では、今回のこの後の議論を、大臣の御英断をしっかりと注視をしてまいりたいというふうに思います。
続いて、平成十八年度の予算編成の中で、これまた大変いいくだりがあるわけでございます。

「医療制度改革や三位一体の改革といった課題への取り組みを初め、歳出全般について、従来にも増して大胆に見直し、歳出の抑制と予算配分の重点化、効率化を行つてまいります。」

大臣、ここで大事なものが一つ抜けているのではないでしようか。頂になさつておられる小泉さんがまさに叫んでおられる公務員の口減らし、生首、給与削減、この問題についてあえて触れておられないのか、そのことも聖域なき改革として入つておられるのか、来年度予算の歳出の抑制、予算の効率化という観点から御見解をお伺いいた

します。
○谷垣国務大臣 先ほど、定率減税について古本さんのお考えを最後おまとめになりました。私の方からももう一回この考えをまとめておきますと、一つは、小淵内閣のときの、あのときの経済危機に対応するための措置であつた、ある程度景気がよくなったときに戻すのは、私は自然の流れであらうと思つておりますので、平成十八年度以降の使途については全くこれから白紙で議論をするということはおしり上げたいと思ひます。

それから、国家公務員の総人件費の問題にお触れになりました。これは、今の厳しい財政状況のもとでは、人件費についても聖域としないで見直

す。そして、小さくて効率的な政府と言っておりますが、国、地方を通じて公的部門全体の総人件費の抑制というのは、私どもが取り組んでいかなきゃならない重要課題だろうというふうに思っています。

それで、具体的には、国家公務員につきましても、まず、今度も人勤で大部分取り組みをいろいろしていただいたわけでございます。そしてまた、それが国会で御審議を賜ることになると思いますが、国家公務員の給与については、民間賃金の実態を踏まえて、やはり官民の比較のあり方というのは常に見直していく必要があるのではないかなと思っております。

そういうことを積み重ねて、きちんと給与構造の見直しをしなければならぬということであらうと思えますし、人員につきましても張りのある配置計画というのを、一方、治安等々どうしてもやはりふやさなければならぬところもございいますので、めり張りのある再配置をやりながら純減というものを確保していこう、こういうふう考えているところでございます。

○古本委員 この経済財政運営に関する基本的考え方並びに平成十八年度予算編成の中に、行間にあるいはあぶり出して出てくるだろう最大の課題は、向こう十年で新規で国債残高が、普通国債です、普通国債だけで三百兆円増になるというこの冷厳なる事実がいかに対峙していくかということにあるのではないのでしょうか。

したがって、すべての改革の本丸は郵政にあるということでもまさに与党の先生方は選挙をなさったわけでありますが、何となれば、どうして国債三百兆がふえるんでしょうか。新規で向こう十年で、平成二十七年には八百兆円を超えていきますね。国分だけでですよ。地方分を入れれば一千兆円超えていく。三百兆円純増ですよ。そういうことに、本当に改革の本丸が郵政にあつて変わっていくんだというのであれば、どうして財務省試算でそんな三百兆円もふえるという数字がこうやって出ているんですか。これ、財務省のホー

ムページに出ていますよ。

つまりは、こういうものと闘っていくと思うと、公務員の皆さんの生首取るとか、生首取るといふのは、人員削減に対する御省が使っておられる専門用語をあえて使わせていただいておりますが、定員削減を議論される上での共通のテクニカルチームかというふうに理解しておりますのであえて使っておりますが、生首だ、給与削減だ、こういうことでは、本当にこういう話と聞えますか、三百兆円削減と。

いい例があります。愛知県で中部国際空港というのを開港していただきました。大変な政府のバックアップでできた事業だというふうに出ておられますが、同時に、さまざまな手法を駆使する中で、当初予算より一千二百億円安く仕上がったというふうに向つております。そして、その一千二百億円はいずれへ行ったということが問題であります。

中部空港の建設費削減、当初予算より一千二百億円削減した。これは一体だれの手柄になったんですか。そして、この一千二百億円はだれが享受することができたんでしょうか。

○谷垣国務大臣 財政削減効果というのは、どこに帰属したかといつても、広く循環してまいりますから、一つ決め打ちで決めることは難しいだろうというふうに思います。

ただ、これだけ大きな削減は、国の財政にとりましても極めて大きな貢献だったと思います。

○古本委員 御省の金庫に、支払い伝票を切つて国庫から出さなかつたということで、国庫に帰属して残っただけなんです。したがって、国交省予算でしようから、石原前大臣もいらつしやる中でその実態はよく御存じだと思いますが、結局どこかの公共工事か何かに化けちゃつたわけでしょう。

つまりは、原価を下げて、そのことが報われる仕組みにならないと、本当に三百兆円の国債増と聞えるんですかというふうに向つていくわけであり

つまりは、公務員の皆さんの能力評価制度を導入すればいいという、そういう薄っぺらい議論じゃないんですね。もちろんそれも大事であります。それに加えて、大臣の強力なリーダーシップで、省庁横断的に総務省とも連携をいただく中で、国交省が今大変やつておられますユニットプライス方式とかで、向こう五年間で一五%原価と聞きますといつて石原前大臣が大変やつておられました、こういうことをやはり全体を挙げてやつていかないといけない。

その五年で一五%、実は、世間水準からいえば手ぬるいということをつて国交委員会に質問した記憶がありますが、もつとそういう目標を立てて、ベンチマークをして下げていかないと、原価は下がりにくいです。どうやつて三百兆円の国債残増になるこの現実と闘うのか。先ほどの大臣の御説明でおっしゃられた、公務員の皆さんのそういうこともお願いをしていきたいなと思つて、今申し上げたような現実がある中で、かつて麻生大臣にも僕はこれを質問したんですよ、公務員の皆さん、そういう部分に頑張つたら評価される仕組みにしたらどうですか。そういう仕組みになつていないからしょうがないでしょうといつて、逆にあの口調でおっしゃられましたから、もう二の句が続きませんでしたね。

ここはまさに谷垣財務大臣の出番じゃないですか。ぜひお願いしたいですね。

○谷垣国務大臣 中部国際空港は民間会社ですから、やはり千二百億削減した効果というのはすぐ国庫に回ってくるわけではないと思うんです。ですから、財務省のどこかに、ポケットに入つてどこかの公共事業に化けたと即断されるのは、私はちよつと違うのではないかと思います。やはりそういう削減の効果というのはいろいろなところで響いてくるだろうというふうには私は思っています。

それから、三百兆とどう結びつくかというお聞きかけですが、委員は先ほど、私の話の中で公務

員の削減というのが触れていないんじゃないかとおっしゃるからお答えしたのであつて、それだけで三百兆が全部きれいに片づくと思つてはいるわけではありません。

もちろん人件費、人件費というのはやはり非常に大きな固定費になるわけですから、人件費を、特に官民比較をしながら、特にまた地方の官と民の比較というものをできるだけやりながら公務員の給与を見直していく必要もあると思つて、むだを省いていくという意味で純減も考えなきゃいかぬと思つてます。

そして、委員のおっしゃることは、今、やつたらそれだけやりがいのある仕組みということでございますが、やはりこれは公務員の仕事を改革していくということだろうと思つてます。これも、長い間の公務員の仕事の仕方がありますから、簡単に一朝一夕で、私がここで答弁したらすぐ変わるというものではありませんが、いわゆる市場化テストとかそういうものを取り入れるとか、あるいは私どもも予算執行調査というのをやつておりますが、まだまだいろいろな取り組みべきところがあると思つてます。

予算の質を改革していくことがあわせてなければ、私は物事は進んでいかないだろうというふうに向つておりますので、その点は委員のおつしやつていくこと、私も同じような方向のことを考えているわけであります。

○古本委員 誤解なきようをお願いしたいわけでありまして、私が申し上げた主張を整理いたしますと、もちろん、純減問題や給与削減の問題、これは即効性があります、即効性があります、経営者としての手法としては最低の、かつ最後の手段でしようね、こんな単純なやり方はありませんから。まずは、従業員たる公務員の皆さんがその気になつて、では原価と聞おうじゃないかという気持ちにならないと、雇用は保障しません、給料は切ります、だけれども原価と聞つてくださいますと、この人たちは、後ろに座つてみえる方々が出るかどうかなんです。民間は、

ボーナスも上がる、雇用も保障されている、そういう中で原価と闘え、そして頑張れば報われる、だからもつと頑張ろう、これは基本ですよ。人間の煩悩ですよ。

そういう意味では、総理は今、大変勢いよく、公務員の削減も十年で三割ですか、おっしゃってられますが、そのまず大前提に、公的セクターが税金を投入してでも守らなきゃいけない公益性の高い仕事と、公益性のある仕事であっても採算をぎりぎり要求していい仕事の中にはあると思うんです。

今三十三万人の予算定員がいっぱいあります。この三十三万人の予算定員の対象になつておられる行政職ですね、この人々の数だけ、三十三万個機があるわけですよ。この機のダウンサイジングをした方がいいんじゃないですかということ、私は主張していますからね。この三十三万個ある機を二十万にせよ、十五万にせよというのは、これはいわゆるリストラックチャリッジというよりも、単純なカットですよ。こんなことは子供だつてできますよ。

そうじゃない、座つておられる機のサイズを、持つておられる予算の規模を小さくすることによつて初めて旺盛な財政需要を抑えることができるんじゃないか。そうしたときに、例えば国交省がやつておられるような、何か目標を立てて、それに向けてどんどん下げていくというようなことを、これは省庁横断的に、金庫番である財務大臣が絶対値を目標を立ててみんなで闘おうみたいなことをやつていかないとけないんじゃないですかという提案をさせていただいておりますので、誤解のなきようお願いをしたいと思います。

そして、残された時間で、きょうは、まさに衆議院の金庫番である財務金融委員会の先生方がいらっしゃる場ですので、ぜひあわせて課題の提起をしたいわけですが、税制改革の中に、大臣も所信でおっしゃつておられる「あるべき税制」ということが書かれておられます。社会共通の費用を広く公平に分ち合う、経済社会の持続的な

活性化実現のため、税制改革の具体化に取り組んでいく。あるべき税制とは、今政府ではたしか、公平、中立、簡素を改め、公平、中立、活力とおっしゃつておられるように記憶しておりますが、この公平、中立、活力、まあ簡素でもいいんですが、このことを進めていく上において、本当に、先ほど来申し上げている、取りやすいところから増税をして、そして取りづばれていくところの穴埋めをするという仕組みが続いていて、持続性があるのかな、納得が得られるのかなと、極めてこれは党派を超えて共有の理念にしたい問題意識として強く持つております。

そこで、実は私は、前回は外務委員会に所属をいたしておりますが、ある事実を発見いたしました。外務委員会の審議の中であります。それは、ここに答えがあるんですが、これはパスポートです。今発行されているこのパスポートですが、これは一冊発行するのに、十年旅券で一万三千円、今いたしております。そして、この一万三千円の旅券の原価を調べました。説明に来てくださった外務省の旅券課の人、びっくりしてましたよ。原価ですかといつて声が裏返つていましたよ。そういうセンスがないから、こういうことになるんです。

この一万三千円、調べましたら、何と三千円が紙代です、これ、この紙。特殊ラミネートを使っているとか、いろいろなことの説明がありました。百歩譲つて、そうでしょうと。町村信孝というサインも入りますから、サイン代も入っているかもしれない。わかりました、紙代はわかつたと、実費です。

では、この一万円は何かと私問うたんです。これは大臣、コウヨウブンというふうであります。町村さんはこれを公用旅券と勘違いなさいました。コウヨウブンは効用分と書きます。つまり、十年間この旅券を持つことによって、邦人が通路故障なくこれの所持人が通行することを諸外国に求める、こう書いてありますよね。つまり、持つていくことによって、大使館に駆け込んで助けても

らつて、領事館や大使館の職員にサービスを受けるだろう、領事業務のサービスを受けるだろう。つまり、持つことによって効き目がある、その効果の用の分で効用分、年間これが千円だという説明でありました。十年分一万円を別途いただくということ、一万三千円であります。これに県の分が乗つてきますから、実際窓口ではもうちょっと高いんだと思いますが、では、この効用分というものが、領事館の皆さんの、邦人救助やいろいろな、パスポートを失ったとか、そういう窓口業務に接していただくわけでありまして、なるほど、すぐれていい仕組みだなと納得しました。

そこで、引き続き質問したんです。では、在外公館にいらつしやる三千名を超える領事館の方々、この方々のアワーレートはどこから出てくるんですかと。これは大臣、どこから出ておられると思いますか。在外公館の職員の給料ですよ。これは大臣に聞くまでもありません。一般財源で外務省予算の中で賄われております。つまり、広く所得税や消費税で払つていただいて、国民から集めた税金で給料は賄つているんですよ。何となれば、この効用分というのは年間三百億円平均で取つています、この五年間を見ますと。大体三百億円取つています。

これは大臣、いわゆる効用分と称して税外収入で御省に入つていらっしゃるんですが、御省に入つていますよ、これを二重取りと言わずして何と言ふんでしょうか。お答えいただきます。

○谷垣国務大臣 委員おっしゃつたように、公館の職員の給与等々は、これは国の政策経費として、一般歳出と申しますか、そういう中から出されている、これは当然のことだろと思ひます。それから、旅券手数料、私も、効用分というのは、町村さんの答弁を読みまして、なるほど、こういう表現があるのかと思つたわけでありまして、旅券手数料は、そういう費用も勘案しながら受益者負担等々の観点を入れて御負担を求めているわけであつて、私は、今古本さんがおっしゃる

ように、二重取りというそしりは当たらないんじゃないかなと思ひます。

○古本委員 つまりは、効用分と称して窓口で徴収しているこの一万円相当、十年旅券であれば一万円、五年旅券であれば五千円、これは税金なのか手数料なのかというこの入り口の議論の整理が、昭和二十六年の、旅券を広く一般国民に持たすことが解禁となつた、渡航の許可が出だした二十六年から、余り議論されぬまま今日に至つてい

るんです。

つまり、申し上げたかったのは、ここで効用分をぎりぎりやるつもりはありませんが、三百兆円の国債が一方であつていふ言つていふんです。旺盛な財政の需要がある中で、歳出の抑制、予算配分、重点、効率化、やつていくと大臣がおっしゃつておられる。片やあるべき税制と考へたときに、その担税力に應じた、本当に公平、中立、そして活力ある税制といったときに、海外旅行に行けるような人は担税力がある、だからこの人たちが取るという判断も、かつては多分あつたかもしれない。でも、今も、なかなか海外旅行に行くという人は、アルバイトで稼いだ大学生諸君がなければ、このアルバイト代で初めての海外旅行を経験するという実態等を考えれば、その大学生諸君は、アルバイトして源泉で所得税を払つていられるわけです。それで、もしかしら、一円か五円かわかりませんが、外務省職員の給料に回つていられるわけです。そしてまた、効用分といつて、これで一万円取るんですよ。

このことは、手数料か、はたまた登録免許税的に、いわゆるこのパスポートを持つということによる便益を提供するわけだから、一度払い切りで免許税的に払つてもらふ、言うならば旅券税的なものだというなら、まだわかりません。手数料という限りは、相対でないとなつて便益に浴することができ、これを持つことによって便益に浴することができ、初めてその手数料ということがなるほどなと思うわけでありまして。

つまりは、これをお買い求めになつて、旅券を

発給して、その間のパスポートを仏壇にしまっています。すみなさん方におかれた場合と、本当にへビーユーザードという人と比較をしますと、これは、かつて外務でも言いましたが、では、パトカーを呼んだ人だけ税金ふやせ、救急車を使つた人は税金ふやせという話になつちやいますから、大変ややこしい議論になるんですが、シンプルに、極めてシンプルに申し上げているんです。

もとより、外務省職員、在外公館の給料は一般財源で賄われているんです。さらに、効用分と称して、そういう業務に、在外公館で便益を提供する、その分に見合いとして一万円もらつていんだ、年間千円もらつていんだと言われても、これは見合い財源になっていません。税外収入で入っているんです、三百億円。

こういう話は、これまた我が党も、余りというか、ここで初めて大きな声を出していますが、こういう声を出しますと、大臣、また大学生諸君の若い層の自民党離れが始まりますよ。せつかくそつちに今のところは行つていようですから、がつんとまたこつちに揺り戻しますからね。山ほどありますよ、皆さん。これは、我々は、本当に大変な話。

だから、こういうことを本気で闘おうと思うと、やはり、外務省職員に対しても原価を下げようという意識を高めていかないと下がらねえし、御省におかれましては、これはぜひ、この効用分はほんの一例であると思ひますので、委員長、これは、手数料と称して取っている効用分なんですね、ですけれども財務省の税外収入として入っておりますので、このたぐいの財源がほかに入れていただければ、一度この委員会に御報告をいただきたいと思うんですが、また追つて理事会に諮つていただけたらいいなと思ひます。

○小野委員長 はい、これは理事会で協議をさせていただきます。

○古本委員 そこで、大臣、いろいろ一方的に申し上げまして大変心苦しく思いますが、これは国民の声と思つてぜひ聞いていただきたいわけで、

今申し上げた次第であります。

この効用分の問題について、闘う覚悟があるのかどうか、改革をする覚悟があるのかどうか聞かせていただきたいと思ひます。

○谷垣国務大臣 闘う覚悟があるかと問ひかけになりましたけれども、これは、邦人保護の対象となり得る旅券申請者に邦人保護の平均的な行政コストを負担していただくという考え方で、効用分というふうなことになるんだらうと思ひます。

私は、現在のところそれが妥当性を失つているとは考えておりませんけれども、ただ、委員が御指摘になりましたような、税外収入、手数料であるのか何だといふいろいろな議論があり得るんだらうと思ひます。税外収入であるうと何であらうと、その算定根拠や何かは常にやはり時代の変化ともに見直していかなきゃならない分がありますから、私たちも意識は鋭敏にしていかなければいけないと思ひます。

○古本委員 最後に、大臣所信の結びについて伺いをして終わりにしたいと思ひますが、「郵政民営化を初めとする構造改革について、国民の皆様から強い信任を得ることができました。また、選挙を通じて、財政構造改革に対する国民の関心と期待の強さを肌身感じました。」とおっしゃつておられます。この肌で感じたのと強い信任との違いについて伺いをしたいわけでありまして。

これから行おうとしている財政構造改革は信任を得ていないという理解でしようか。

○谷垣国務大臣 私は、今回の選挙戦を通じて何を肌で感じるかというのは、政治家にとつて必要な能力であり、またノウハウだと思ひますね。恐らく古本さんも皆さんも、選挙の期間中、有権者が何を感じておられるのかというのを全身で受けとめようとして頑張つてこられたに違ひないと思ひております。

私自身はどうやって受けとめたかといふと、やはり演説というものは我々にとつて基本的な武器だと思ひます。演説をして、そのとき聞いて

ておられる方が目を輝かすのか輝かさないので、それまで無関心だった、退屈するような顔をしていた方がぱつとこつちに顔を向けるのかどうか、そういうようなことを定量的に判断するわけにはなかなかいきませんけれども、毎日毎日演説をして、ああ、なるほど、今国民はこういうことを感じてくんだな、そういうことをみんなそれぞれ身に受けて、選挙を終わつて、国会に出てくるんだらうというふうには思ひます。

私は、そういう意味では、財政構造改革をやつてくれという強い国民の期待があるということとは私の実感でございまして、これはもう間違ひないと思ひ思つております。

ただ、財政改革につきましましては、基本的なことは今までもいろいろところで申し上げていくわけにございまして、これはもう再建していくわけについては、これはもうそもそも論でございしますが、負担と給付というのは表裏一体、そして給付はどういうふうにしていくかという議論もまだまだ詰まなやならないものがあります。

大きな方向は私は信任をいただいたと思つております、もう財政構造改革はやめろなんという声はどこにもない、大きな意味で信任をいただいたと思つておりますが、具体論についてはこれから詰まなければならぬことがたくさんある、こういうふうには思つております。

○古本委員 終わります。ありがとうございます。

○小野委員長 では、続きまして、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

小泉内閣は、官から民へというのをスローガンに掲げまして、郵政民営化を行えば資金の流れが官から民へ変わり経済が活性化すると、こう繰り返してこられました。例えば、小泉総理は通常国会の施政方針演説で、「郵便局を通じて国民から集めた三百五十兆円もの膨大な資金を公的部門から民間部門に流し、効率的に使われるような仕組み

をつくる」べきだ、このように述べましたし、また、今度の選挙でも、自民党の重点政策の中でも同様の主張をしておられます。

まず確認をしておきたいんですけれども、こういう主張をされたということは確認できますか。○谷垣国務大臣 今、小泉総理の御主張です、ね、私もそういう主張をされていたと理解しております。本人ではございせんので直接のあれではございせんが、私はそう理解しております。

○佐々木憲昭委員 これは自民党の政策でもありますから、同じだと思ひます。

そこで、きょうは、この日本の資金の流れが官から民へ本当に変わるのかという点を検証したいと思ひます。

まず、現状はどのような資金の流れになっているか、伊藤大臣にお聞きしますけれども、資金の流れを見る場合、一番量が多いのは当然民間銀行からの資金の流れであります。例えば、国内銀行ベースの貸出残高、十年前の一九九五年三月末からことし二〇〇五年三月末までの間、金額で幾ら伸びているか、そして、同じ期間に、国内銀行の国債、地方債の保有残高、これはこの十年でどうなつていくか、数字を示していただきたいと思ひます。

○伊藤国務大臣 二つの観点から御質問がございましたが、ちよつと質問をひっくり返しまして、まず国債や地方債の方からお答えをさせていただきます。国債及び地方債の保有残高の推移を見ますと、日本銀行の統計によりますれば、主要行におきましては、平成七年三月末は国債約十六・二兆円、地方債約四・一兆円、平成十七年三月末は国債約七十四・二兆円、地方債約一・四兆円になりました。地銀では、平成七年三月末は国債約九・八兆円、地方債約四・一兆円、平成十七年三月末は国債約二十二・一兆円、地方債約六・七兆円。第二地銀では、平成七年三月末は国債約一・八兆円、地方債約〇・八兆円、平成十七年三月末は国債約五・七兆円、そして地方債約〇・八兆円となつて

おります。

次に、融資残高の推移でありますけれども、これも日本銀行の統計によりまして、貸出残高合計につきまして、主要行につきましては、平成七年三月末は約二百九十四・二兆円、平成十七年三月末は約二百二十四・四兆円になります。地銀は、平成七年三月末は約百三十一兆円、平成十七年三月末は約百三十七・二兆円。第二地銀は、平成七年三月末は約五十二・七兆円、平成十七年三月末は約四十・三兆円になります。

企業規模別の貸出残高について申し上げますと、大企業向けは、平成七年三月末は約百一・六兆円、平成十七年三月末は約七十五・七兆円。中堅・中小企業向けにつきましては、平成七年三月末は約三百十・四兆円、平成十七年三月末は百九十三・九兆円になります。

○佐々木(憲)委員 細かな数字の御紹介をいただきましたが、ありがとうございます。

私が聞きたかったのは、この総枠を聞きたかったわけでございますが、皆さんにお配りしているこの資料を見ていただければわかると思うんですが、最近十年間の貸出残高の推移を見てみましても、貸出残高の総計は、五百六・一兆円あったのが三百九十六兆円と、百十兆円程度縮小している。その反面、国債、地方債の保有残高、これが三十七・六兆円から百十兆円程度と、七十三兆円程度ふえているわけです。

ですから、簡単に言いますと、民間銀行の貸し出しは減って、その資金がどこに流れているかというと、これは国債とか地方債、こういうところに大きく流れているということになるわけでございます。この一枚目の資料が貸出残高の推移であります。二枚目の資料が国債、地方債の保有残高であります。棒グラフを見ていただければその推移というのは大変簡単にわかるわけです。

特に重要だと思ふのは、この十年間で国債、地方債の保有残高が二・九倍、約三倍になっている。これは大変大きなことでありまして、要するに、現在までの資金の流れというのは、まさに民から

官に流れているということでありまして。

そこで、これを含んで、全体の日本の資金の流れというのはどうなっているか。これは資料三枚目を見ていただければわかりますけれども、ここに図があります。これは政府の統計をもとに主な資金の流れを示したもので、この資料のものは、六月一日の経済財政諮問会議に慶応大学の跡田教授と内閣府経済社会総合研究所の高橋氏が提出した資料でございます。現在、このように、この黒いところがいわば民から官に資金が流れている、こういう図であります。つまり、民から官に総計では六百五十兆円が流れているわけでありまして。この大枠、これは確認できますね。現状です。

○谷垣国務大臣 今、二〇〇三年度の方をおっしゃったわけですね。私、細かなところまで、ちよつと数字が頭にあれば、大体こういうことだろうと私も思っております。

○佐々木(憲)委員 これは経済財政諮問会議に出された数字ですので、谷垣大臣も御承知の……資料の中に入っていると思うんですが、

それで、資金の流れというふうにいいますと、これは何が決定的にその流れを決めるかということになるわけですね。これは大きく言って資金需要があるかどうかというのが基本であつて、その上に金利差とかいろいろありますけれども、これまでに数字を確認したように、内需がこれまで冷え込んできたわけですね。したがって、民間企業の資金需要は低迷していた。その反面、国と地方の借金、財政赤字が大きくなった。だから、金融機関の資金が民に流れず、国、地方など官に流れてきた。これはだれが考えても、このことは明らかであります。

そこでお聞きをしたいのは、それでは、郵政民営化で資金の流れが官から民に変わるというわけでありまして、二〇〇三年度のこの数字、この大きな流れ、これがどのような姿に変わるのか。六百五十兆もの資金が逆流して官から民に行くのか、一体どういう形になるのか、この基本のところを答弁していただきたい。

○谷垣国務大臣 委員の資料の中に二〇〇三年の数字がございまして、それから二〇一七年というのもございまして。先取りしちゃうけれども、ございまして、これはいろいろな仮定を置いた数字でございまして、実は私が作成したものではないのですね。私が肯定的な答弁をする限りではないのですが、一つの傾向は示しているのかなと思っております。

こういう資金が民から官へ流れているという御指摘でございましたが、私も、確かに現在のところ、このところそういう趨勢があつて、それはバブルがはじけて以降何度も景気対策を打ってきたというようなこととか、それから、バブル崩壊後の低迷期に民間需要が低迷したというようなことで、民間から政府へという資金の流れが定着してきてしまったという傾向があつたと思ひます。

それを変えていかなきゃならないというのが構造改革の目的とすることでございまして、郵政民営化すると変わるのかという御質問でございまして、一つは、郵政のお金というのは私どもの財投に、特に平成十三年度までは郵貯は全額預託をしていただいた、それをいろいろなことに政策的に使ってきたということがございますから、これは民から官へ流す大きな仕組みであつた。それは平成十三年度からこの関係を断ち切つて財投の改革を推し進めてきたということが一つございまして、その出口の郵政事業を変えていくということによって、これが民間へ流れる大きなきっかけになると思ひます。

しかし、それと同時に、私どもの立場からいたしますと、これは多分委員の問題意識と同じところがあるんじゃないかと思ひますが、資金の流れを変化させていく上では、やはり民間部門の活性化というのが図らなきゃいけないと思ひます。私どもは、まずそれは構造改革をやつて、民間セクターが動きやすいように、行動しやすいようにしていくということが基本ではないかと思ひます。それがまずそういうこともやらなきゃいけない。それと同時に、私どもの今の財政は、たくさん

公債を発行して、資金の最大の取り手が公的部門であるというような体質になっておりますから、この財政構造改革をきちつと進めていきまして、国が最大の資金の取り手であるというような構造を転換していく必要がある。この郵政改革に伴う資金の流れの変化と、こういう民間を活性化したり政府が資金の最大の取り手であるという構造を変えていくということが、いわば車の両輪となつて資金の流れが変わっていくということではないかと思ひます。

○佐々木(憲)委員 いろいろなことをおっしゃいましたけれども、本当に資金の流れが変わるのか。これは、大きな日本の資金全体の流れというのは、私は、基本的には変わらないし、むしろ官への流れが強まるのではないかと。

なぜかといいますと、これは国債の発行の見通しなんです。二〇〇五年、二〇一二年、二〇一七年、この三年、紹介しますと、これは政府の見通しであります。五百三十八兆から七百五十三兆になり、さらに八百九十二兆と、こういうふうにと、どんどん膨れ上がっていくわけですね。したがって、それも含めて考えますと、この資料の四のところにその数字が出ております。棒グラフを見ますと、どんどんどんどん右上がりになってふえている。これが決定的なんです。官に資金を流していく一番の力になるのが、いわば国の借金がふえるということなんです。

その結果、二〇一七年に、資料五を見ていただきたいんですが、この資料五で明らかのように、国に流れていく、あるいは地方自治体、つまり官に流れていく金額というのは、合わせて、大きく言いますと九百五十兆円になるわけですね。つまり、六百五十兆円の流れが九百五十兆円というふうな、民から官の流れが太くなつてしまふ。これが現状なんです。

先ほど谷垣大臣は財投改革の問題も触れられました。これは民営化する前に、既に財投の全額預託義務というものは郵貯に課さないということ、二〇〇一年以降それが変わっているわけですね。

ですから、民営化するかしんかの前にそういう形でどう変わっているわけですね。

しかも、民営化したら、その部分でどの程度の変化が起こるか。これを見ますと、私が出した図を見ていただければわかりますように、二〇〇三年は三百五十兆、これが官に流れているのが三百三十兆なんです。九四％流れている。二〇一七年を見ますと、二百十兆円に縮小する。これが国に流れているのが百六十兆です。つまり、七六％が官に流れるわけです。民営化後も約八割近くが官に流れるというのが、今度の資金の流れの将来見通しなんです。これは、経済財政諮問会議に出された資料をもとにして数字を出すと、このような図になるわけでありまして。

ですから、谷垣大臣、官から民へ資金の流れを変えたいと言いますが、結果的には民から官への資金の流れが一層大きくなる、これが実際の姿なんじゃないでしょうか。

○谷垣国務大臣 いろいろな前提があると思いますが、今委員が議論をされているいろいろな数字、国債がこれからどうなっていくかという見通しでございまして、多分、資料は私どもがつくっております。後年度試算を引いておられるのだと思います。ただ、後年度試算の性格は、一定の前提を置きまして、ややその特質を強調して申し上げますと、財政構造改革の努力を払わないとこうなっていくという姿を描いたものでありますから、必ずしも今おっしゃった数字どおりになっていくかどうかというのは、それを前提に議論をされると、ちよつと違うところがあるだろうというふうに私は思います。

それから、もう一つ申し上げたいことは、確かに、委員のおっしゃるように、まだ当分長期にわたって返していくわけですから、借換債等も発行しなければなりませんし、大量の国債を発行しなきゃならない時代というのは相当長期にわたって続かざるを得ない。これはプライマリーバランスを回復しようとしまいと、やはりそういう趨勢は続くと思いますから、私は、それは法的にその引

き受けを迫るわけじゃなくて、自由な判断で引き受けていただくにしても、現在の民間金融機関がそうでありますように、ある程度の国債は結果として引き受けただかざるを得ない情勢もしばらく続くとは思いますが。

ただ、そうではありませんが、委員のおっしゃるように、では、手をこまねいて見ておいて、委員もそういうことをおっしゃっているんだと思ひます、手をこまねいて見ておいて、民間への資金の流れが出ていくわけではありません。そのために官へ流してきた大きな装置である郵政事業も改革をしていく、そして財政改革も進めてきた、その上で内需を振興したり、国の公債をたくさん発行して資金の最大の取り手である体質を改めていく、こういう総合的な努力をしなければならぬのではないかと私は思っております。

○佐々木(憲)委員 私が出した数字はすべて、政府が出した数字をもとにして見通しを立てるところなるといふことを言っているわけです。谷垣大臣は、この数字はそれほど確かな数字ではないとおっしゃいました。自分が出した数字ですから……(谷垣国務大臣「そうじゃないですよ」と呼ぶ)まあ、それはいいでしょう。

それで、民営化したら資金が民間に流れて経済が活性化するんだよと。これは民営化先にあるきの議論であつて、私はそれはそうではないと思ひます。つまり、民営化しても、それ自体としては効果はほとんどない。結果として資金需要がふえるかどうかですよ。

問題は、今の構造改革によって資金需要がふえるのか。我々は谷垣さんとは違う見解を持っております。つまり、家計消費がどんどんふえていく状況をつくっていくと。こういう状況で初めて売り上げが伸び、企業の活動も活性化していく、そういう形につながっていくわけであつて、今やっていることは、家計消費を冷え込ませる、水をかけるようなことばかりやつて、それが構造改革だ、こう言われますが、結果的に資金需要は伸びない。したがって、民から官への流れは変わらない

と。

それから、もう一つは、財政の問題でいいますと、やはりむだ遣いを削る。それから、税収については、利益の上がつっている法人ですとかあるいは高額所得者にその税をきちつと払ってもらう。こういうふうに変えていって、初めて大きな資金の流れが変わっていくんだと思ひます。その点が、根本的に考え方が私は違うと思う。ただ、私が出した数字は否定されなかった。

それから、最後に、新たに問題が出てくるのは、郵政公社は、資金の運用というのが基本的には国債またはそれに準ずるものという事で、信用リスクをとるような運用はできないわけですよ。と。いうことは、結局は、国の財政をそういう形で支えてきたわけです。郵政公社が支えてきたわけですから、それを民営化するということになりましたと、国債を最終的に引き受けていた公的な部門がなくなつて、そのマイナスをどう考えるかという問題が次に出てくるわけです。

今後、民間の資金需要が伸びる、あるいは資金が大量にアメリカに還流する、そういうような事態になるかもしれない。この場合には大量に発行される国債が果たして市中で消化されるかどうか、こういう問題が出てくる。金利の急上昇、財政負担の増大……

○小野委員長 佐々木憲昭君に申し上げます。申し合わせの時間になりましたので、簡単にお願いいたします。

○佐々木(憲)委員 時間です。わかりました。以上で終わりますけれども、こういう問題点があるというのを私は指摘をして、単純に何か民営化したら資金が官から民に流れるというののは、政府の数字を使って計算をしてもそうはならないということをおし上げたかったわけでございます。以上で終わります。

○小野委員長 内閣提出、銀行法等の一部を改正

する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣伊藤達也君。

銀行法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○伊藤国務大臣 ただいま議題となりました銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、本法案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、銀行等の代理店制度を見直し、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにより、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保、向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、預金の受け入れ、資金の貸し付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理または媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設することとしております。
具体的には、一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とするとともに、抱き合わせ販売や情実融資の禁止等、利用者保護等のための措置を講ずることとしております。

第二に、銀行等の経営の効率化のため、子会社規制の緩和を行うほか、銀行等の適切な業務運営を確保するため、業務委託先への報告徴求や立入検査を可能とする等、所要の措置を講ずることとしております。
以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)
○小野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時十一分散会

銀行法等の一部を改正する法律案
銀行法等の一部を改正する法律
(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七章の三 銀行代理業

- 第一節 通則(第五十二條の三十六―第五十二條の四十二)
第二節 業務(第五十二條の四十九―第五十二條の五十二)
第三節 監督(第五十二條の五十二―第五十二條の五十七)
第四節 所屬銀行等(第五十二條の五十七―第五十二條の六十一)
第五節 雑則(第五十三條―第六十條)
第六節 雑則(第五十三條―第六十條)
第八章 雑則(第五十三條―第六十條)

目次中「第八章 雑則(第五十三條―第六十條)」を

- 十二條の四十二)
十二條の四十八)
十二條の五十二)
十二條の五十七)
八―第五十二條の六十)
に改める。

第二条に次の三項を加える。

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第五十二條の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所屬銀行」とは、銀行

(名義貸しの禁止)

第九条 銀行は、自己の名義をもつて、他人に銀行業を営ませてはならない。

第十条第二項第八号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十二條の二第二項中「説明」の下に「その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第十三條の二中「を除く。」の下に「、当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次の一条を加える。

(銀行の業務に係る禁止行為)
第十三條の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第十六條第一項中「又はその代理店の営業所」及び「又は当該代理店の営業所」を削り、同条第二項中「又はその代理店」を削る。

第十六條の二第二項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号、第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第七項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第七項中「若しくはその子会社」を「、その

子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十九條第一項を次のように改める。

銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度(当該営業年度の四月一日から九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十九條第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書」に改める。

第二十條を次のように改める。

(貸借対照表等の公告等)

第二十條 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間貸借対照表等」という。並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「貸借対照表等」という。を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「中間連結貸借対照表等」という。並びに当該営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この項において「連結

平成十七年十月十二日

ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣

に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
(名義貸しの禁止)

第五十二条の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

第二節 業務

(業務の範囲)

第五十二条の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むことが銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。

3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。

4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

(分別管理)

第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二十四条各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

(顧客に対する説明等)

第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属銀行の商号

二 第二十四条各号に規定する契約の締結を代理するか、又は媒介するかの別
三 その他内閣府令で定める事項

2 銀行代理業者は、第二十四条第一号に掲げる行為に関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

3 前二項及び他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(銀行代理業に係る禁止行為)

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 当該銀行代理業者の密接関係者に対し、取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件に照らして当該所属銀行に不利な利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(特定銀行代理業者の休日及び営業時間)

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者(特定銀行代理行為(内閣府令で定める預金の受入れを内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ。)を行う銀行代理業者をいう。次項及び同条において同じ。)の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、そ

の通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第五十二条の四十九 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四節 監督

(廃業等の届出)

第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき。その銀行代理業を廃止し、又は承継をさせ若しくは譲渡をした個人又は法人

二 銀行代理業者である個人が死亡したとき。その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

五 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

(銀行代理業者による報告又は資料の提出)

第五十二条の五十三 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行代理業者に対する立入検査)

第五十二条の五十四 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該銀行代理業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令等)

第五十二条の五十五 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

第五十二条の五十六 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。

三 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができる。

(許可の失効)

第五十二条の五十七 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。

一 第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 所属銀行がなくなつたとき。

三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く)。

第五節 所属銀行等

(銀行代理業者に対する指導等)

第五十二条の五十八 所属銀行は、銀行代理業者が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 銀行代理業再委託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ)は、銀行代理業再委託者(銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営む銀行代理業者をいう。以下同じ)が営む銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(所属銀行等の賠償責任)

第五十二条の五十九 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたとき。

二 銀行代理業再委託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再委託者に対する再委託の許諾を行うについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再委託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたとき。

3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再委託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再委託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生を防止に努めたときは、この限りでない。

4 第一項の規定は所属銀行から銀行代理業者に対する求償権の行使を妨げず、また、前項の規定は銀行代理業再委託者から銀行代理業再委託者に対する求償権の行使を妨げない。

5 民法第七百二十四条(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。

(銀行代理業者の原簿)

第五十二条の六十 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く)に備え置かなければならない。

2 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

第六節 雑則

(適用除外)

第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他の政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ)は、銀行代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を営む場合においては、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六ま

で、前三条、次条第四項、第五十六条（第一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十七第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して銀行代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、銀行代理業を営もうとするときは、第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十三条第四項中「前項第八号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したときは、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条に次の三号を加える。

十 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。

十一 第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業者の銀行代理業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失ったとき。

第五十七条の四第二項中「銀行持株会社」の下に「銀行代理業者」を加える。

第五十八条中「免許」の下に「許可」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けずに銀行業を営んだ者

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けずに銀行代理業を営んだ者

五 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

六 第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に銀行代理業を営ませた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第六十三条第一号を次のように改める。

一 第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第六十三条第一号の三中「又は第五十二条の二十九第一項」を「第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項」に改め、「記載をして」の下に「これらの書類を」を加え、同条第二号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」に改める。

一 第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（銀行又は銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第六十四条第一項第二号中「前条第一号」を「第六十三条第一号」に、「第七号又は第八号」を「第七号、第八号若しくは第十号又は第六十三号の二」に改め、同条第三号中「又は前条第五号若しくは第六号」を「第六十三号第五号、第六号若しくは第九号又は前条」に改める。

第六十五条中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）を削り、「法人（第三号の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、を「法人等（法人及び第三号の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。）に、「銀行主要株主が法人である」とあるを「銀行主要株主が法人等である」と改め、同条第一号中「第八号第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第四号中「若しくは第五十三号第一項から第三項まで」を「第五十三号の三十九第一項、第五十二号の四十七、第五十二号の四十八、第五十二号の六十一第三項若しくは第五十三号第一項から第四項まで」に改め、同条第十号中「若しくは第五十二号の三十三第一項若しくは第三項」を「第五十二号の三十三第一項若しくは第三項若しくは第五十二号の五十五」に改め、同条第十八号中「第八号第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（長期信用銀行法の一部改正）

第二条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第五号中「代理」の下に「又は媒介」を加える。

第十三条の二第一項第十一号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社（第一号、

第二号及び第七号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第九項中「若しくはその子会社」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十六条の四第一項第十号中「又はその子会社」を「その子会社（長期信用銀行並びに第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同項第十一号及び同条第三項中「次条」を「第十七条」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（長期信用銀行代理業の許可）

第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 長期信用銀行代理業者（第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業（前項に規定する長期信用銀行代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、所屬長期信用銀行（長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬長期信用銀行の

委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

4 長期信用銀行代理業者は、あらかじめ、所屬長期信用銀行の許諾を得た場合でなければ、長期信用銀行代理業の再委託をしてはならない。

（許可の基準）

第十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること
- 二 人的構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること
- 三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、前条第一項の許可に長期信用銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを変更することができる。

（適用除外）
第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかわらず、長期信用銀行等（長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、長期信用銀行代理業を営むことができる。

第十七条中「第五十二條の二十三（銀行持株会社の子会社の範囲等）」の下に「第五十二條の三十六（許可）、第五十二條の三十八（許可の基準）、第五十二條の六十一第一項（適用除外）」を、「子会社とする持株会社について」の

下に「銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について」を加える。

第二十一条中「免許」の下に「許可」を加える。

第二十三条の二の前の見出しを削り、同条第三号中「第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）を「銀行法」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第九條の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者

五 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に長期信用銀行代理業を営ませた者

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定によ

る業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二十五条第三号中「銀行法第十九條若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書」を「銀行法第十九條、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類」に改め、同条第三号の三を次のように改める。

三の三 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項、第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第二十五条第四号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三」に改め、同条第五号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、同条に次の二条を加える。

九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

十 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで長期信用銀行代理業及び長期信用銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的

第一類第五号 財務金融委員会議録第二号 平成十七年十月十二日

第二卷 第二作 月全屈作理美(第二卷)

第八十五条の二 信用金庫代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うこと

第八十九条第一項中「第八條第三項（營業所

の設置等」を「第九条（名義貸しの禁止）に改め、「取引等」の下に、「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、銀行法第九十条中「銀行業務を営ませてはならない」とあるのは、「金庫の業務を行わせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条に次の二項を加える。

3 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用金庫代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用金庫について、銀行代理業に係るものにあつては信用金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の第二項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用金庫代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用金庫代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定信用金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「信用金庫代理業再受託者」と、銀

行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の第二項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の六十一第二項中「銀行等が前項」とあるのは「金庫等（信用金庫法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。以下同じ。）が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該金庫等」と、「第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項」とあるのは「第五十二条の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の四第二項」とあるのは「第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七条の四第二項の規定並びに同法第八十五条の三第三項及び第八十七条第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十条及び第九十条の二を次のように改める。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、免許を受けないで金庫の業務を行つた金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者

二 不正の手段により第四条の免許を受けた者

三 第八十五条の二第二項の規定に違反して、許可を受けずに信用金庫代理業を行つた者

四 不正の手段により第八十五条の二第一項の許可を受けた者

五 第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下第九十一条までにおいて「銀行法」という。）第九十条の規定に違反して、他人に金庫の業務を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に信用金庫代理業を行わせた者

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四十四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十条の三 中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第九十条の三第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二条の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定により

これに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第九十条の四 中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四」に改め、同条第三号中「第九十条又は前条第四号若しくは第五号」を「第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十条の四 銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（金庫又は信用金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に

違反して、同条第一項の標識又はこれに類する標識を掲示した者

第九十一条第一項中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人」に、「社員」を「社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 第五十一条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む）、第五十四条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百三十一条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条

目次中「第九章の二 全国労働金庫協会（第八十九条の二）」を「第九章の二 全国労働金庫代理業（第八十九条の三）」に改める。

第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

十三 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第五十八条中第九項から第十二項までを削り、第十三項を第九項とする。

第五十八條の二第一項第一号を次のように改める。

十一 金庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）

第一項、第三十八条、第五十二条の三十九の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第九十一条第一項第二十五号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（労働金庫法の一部改正）
第四条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

「第九章の二 全国労働金庫協会」を「第九章の三 労働金庫代理業（第九十九条の二）」に改める。

第五十八条の二第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「及び第十三項」を「及び第九項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の三第一項第一号中「当該労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第八項中「労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八條の五第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

省令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 労働金庫代理業（許可）

第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する労働金庫代理業とは、金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業者（第一項の許可を受けて労働金庫代理業（前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所属労働金庫（労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行つてはならない。

（適用除外）
第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等（金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。）は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九十条中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「許可」を加

える。

第九十一条に次の一項を加える。

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九十四条第一項中「第八條第三項（営業所の設置等）」を「第九條（名義貸しの禁止）に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九條」の下に「（同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。）」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七條の四第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九條中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十四条に次の二項を加える。

3 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項（許可）並びに第五十二条の六十一第一項（適用除外）を除く。）（銀行代理業）及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金

平成十七年十月十二日

三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八若しくは第五十二條の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

第一百一条第一項第二十四号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十一條の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十五 銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。
二十六 銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第五條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第九條の八第二項第十二号を次のように改める。

十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第六條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項及び第四項を削る。

第三條第一項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第四條の二第一項第一号中「当該信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第四條の四第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号に掲げ

る会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う事業若しくはその子会社の営む業務」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第六條第一項中「第八條第三項(営業所の設置等)」を「第九條(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九條」の下に「(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)」を加え、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は信用協同組合等について」を「規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合(第六條の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。))について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六條の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。))について、それぞれに改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、銀行法第九條中「銀行業を営まなければならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」と、同法第二十七條、第二十八條及び第三十七條第三項中「第四條第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第四十條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四條中「第四條第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第二十七條又は第二十八條の規定による解散命令」と、同法第五十六條第二号中「第四條第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替へるものとするほか、必要な技術的

読替へは、政令で定める。

第六條の四中「第七條の二」を「第七條の二第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条を第六條の七とする。

第六條の三第二号中「第六條第一項」の下に「及び前条第一項」を加え、「第七條までにおいて」を削り、同条を第六條の六とし、第六條の二の次に次の三條を加える。

(信用協同組合代理業者の許可)

第六條の三 信用協同組合代理業者は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する信用協同組合代理業者とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいづれかを行う事業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 信用協同組合代理業者(第一項の許可を受けて信用協同組合代理業者(前項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。))を行う者(以下同じ。))は、所屬信用協同組合(信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う信用協同組合等をいう。以下同じ。))の委託を受け、又は所屬信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業者を行つてはならない。

(適用除外)
第六條の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等(信用協同組合等その他政令で定める金融業を行う者をいう。))は、信用協同組合代理業者を行うことができる。

(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)

第六條の五 銀行法第七章の三(第五十二條の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二條の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業)及び第五十六條(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「信用協同組合代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定信用協同組合代理業者」と、「特定信用協同組合代理行為」とあるのは「特定信用協同組合代理行為」と、「銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「信用協同組合代理業再委託者」と、「銀行代理業再委託者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項」と、同法第五十二條の四十三及び第五十二條の四十四第一項第二号中「第二條第十四項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第二項各号」と、同条第二項中「銀行等が前項」とあるのは「信用組合等(協同組合による金融事業に関する法律第六條の四に規定する信用組合等)をいう。以下同じ。が同条」と、「当該銀行等」とあるのは「当該信用組合等」と、「第四十八

条、第五十二條の三十六第二項及び第三項とあるのは「第五十二條の三十六第三項」と、「次条第四項、第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七條の四第二項」とあるのは「第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）及び第五十七條の四第二項の規定並びに同法第六條の三第三項及び第七條の二第二項」と、「第九章」とあるのは「同法第九條から第十二條まで」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「信用組合等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七條の二に次の一項を加える。

2 信用協同組合代理業者は、信用協同組合代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七條の五中「規定による」の下に「許可」を加える。

第九條を次のように改める。

第九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六條の三第一項の規定に違反して、許可を受けないで信用協同組合代理業を行つた者

二 不正の手段により第六條の三第一項の許可を受けた者

三 銀行法第九條の規定に違反して、他人に信用協同組合等の事業を行わせた者

四 銀行法第五十二條の四十一の規定に違反して、他人に信用協同組合代理業を行わせた者

第九條の次に次の一条を加える。

第九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第二十六條第一項、第二十七條又は第五十二條の五十六第一項の規定による

業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

二 銀行法第五十二條の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

第十條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第一号の二を次のように改める。

一 銀行法第十九條又は第五十二條の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 銀行法第二十一條第一項若しくは第二項又は第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第十條第二号中「第二項」の下に「若しくは第五十二條の五十三」を加え、同条第三号中「第二項」の下に「若しくは第五十二條の五十四第一項」を加え、同条に次の二号を加える。

六 銀行法第五十二條の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二條の四十二第一項の規定による承認を受けずに信用協同組合代理業及び信用協同組合代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第十條の次に次の二條を加える。

第十條の二 銀行法第十三條の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二條の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当

該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二條の三十九第二項若しくは第五十二條の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二條の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二條の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第十一條を次のように改める。

第十一條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九條の二 三億円以下の罰金刑

二 第十條第一号から第三号まで若しくは第六号又は第十條の二 二億円以下の罰金刑

三 第九條、第十條第四号、第五号若しくは第七号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合に、その代表者又は管理人がその訴

訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第十二條第一項中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）若しくは清算人又は」を「若しくは清算人」に、「社員は」を「社員又は信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第一号中「第三條第一項」を「第三條」に、「同項第一号、第七号又は第八号」を「同条各号」に改め、同項第十四号中「又は銀行法第十六條」を「若しくは銀行法第十六條」に、「若しくは第三十八條」を「第三十八條、第五十二條の三十九第一項、第五十二條の四十七、第五十二條の四十八若しくは第五十二條の六十一第三項」に改め、同項第十五号中「第三條第一項第八号」を「第三條第三号」に改め、同項第十七号中「同項」の下に「若しくは銀行法第五十二條の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

十九 銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

二十 銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

（農業協同組合法の一部改正）

第七條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四章 登記（第七十四條―第九十二條）を第四章の二 特定信用事業代理業（第九十

二條の二―第九十二條の四）に改める。

第十條第六項第八号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるもの）に限

る。」を加え、同条第二十九項及び第三十項中「第二十六項」を「第二十項」に改め、同条第三十一項中「第二十六項ただし書及び第二十七

項」を「第二十項ただし書及び第二十一項」に改め、同条第十八項から第二十三項までを削る。

第十一條の二の次に次の二條を加える。

第十一條の二の二 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせなくてはならない。

第十一條の二の三 第十條第一項第三号の事業を行う組合は、信用事業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対して虚偽のことを告げる行為
二 利用者に対して、不確実な事項につき断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対して、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一條の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、当該組合を所屬組合（第九十二條の二第三項に規定する所屬組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一條の五において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるものほか、利用者の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第十一條の三第二項中「説明」の下に、「その信用事業に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託する場合における当該信用事業の的確な遂行」を加える。

第十一條の四第二項中（第十一條の二第二項

に規定する子会社をいう。以下同じ。）を削る。

第十一條の五中（当該組合の子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）を削る。

第十一條の四十五第一項中「にあつては、」を「のうち、信用事業に従属する業務を専ら営むものにあつては主として当該農業協同組合その他のこれに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務のために、その他の会社にあつては」に、「会社に限定する」を「ものに限定する」に改め、同条第四項中「主として」の下に「農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは営む業務又は」を加える。

第十一條の四十七第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「その子会社（第一号に掲げる会社に限る。第九項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は」に改め、同条第九項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第九十二條の二 特定信用事業代理業者は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

前項に規定する「特定信用事業代理業者」とは、第十條第一項第三号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介
二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
四 為替取引を内容とする契約の締結の代理

又は媒介
特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業者（前項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、所屬組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十條第一項第三号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業者を行つてはならない。

第九十二條の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業者を行うことができる。銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業者を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一條の二の三、前条第三項、第九十三條第二項及び第九十八條第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二條の三十六第三項、第五十二條の三十九から第五十二條の四十一まで、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五まで、第五十二條の四十九から第五十二條の五十六まで、第五十二條の五十八から第五十二條の六十まで、第五十三條第四項及び第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第六章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二條の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業者の全部若しくは」とあるのは、「期限を付して特定信用事業代理業者の全部又は」とするほか、必要な技術的説

替えは、政令で定める。

銀行等は、特定信用事業代理業者を行おうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十二條の四 銀行法第七章の三（第五十二條の三十六第一項及び第二項、第五十二條の四十六から第五十二條の四十八まで並びに第五十二條の六十一を除く。）、第五十三條第四項及び第五十六條（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者について、それぞれ準用する。

前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業者再委託者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第一項」と、同法第五十二條の四十三及び第五十二條の四十四第一項第二号中「第二條第十四項各号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項各号」と、同条第二項中「第二條第十四項第一号」とあるのは「農業協同組合法第九十二條の二第二項第二号」と、同法第五十二條の五十一第一項中「第二十條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十

八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農業協同組合法第五十四条の第三第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「第九十九条の六第三号」を「第百条の三第一項第四号」に改め、「いう。」の下に「信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）を加え、同条第三項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十四条第五項及び第六項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十七条の三中「による認可」の下に「許可」を加え、「（次条において「認可等」という。）を削る。

第九十七条の四第一項中「認可等」を「認可又は承認（次項において「認可等」という。）に改める。

第九十八条第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「除く。」の下に「並びに第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十三及び第五十二条の五十四第一項に規定する主務大臣の権限」を加える。

第九十九条の二中「の規定による業務報告書」を「又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類に、又は業務報告書」を「又はこれらの書類に、又は業務報告書」を「してこれらの書類に、又は第十号」を「若しくは第十号」に、「に係る業務報告書」を「又は特定信用事業代理業者に係る書類」に改め、同条を第九十九条の二の三とする。

第九十九条の次に次の二条を加える。
第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十一条の二の二の規定に違反して、他

人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第九十二条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者

三 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第九十九条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 第五十四条の三第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

二 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

三 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

四 準用銀行法第五十二条の五十三の規定に

よる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員の間問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第九十九条の四中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十九条の六を削り、第九十九条の五を第九十九条の六とし、第九十九条の四の次に次の一条を加える。

第九十九条の五 第十一条の二の三（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者（組合又は特定信用事業代理業者を含む。）の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百条の二を第百条の四とし、第百条の次に次の二条を加える。

第百条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第百条の三 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十九条の二の二 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条の二の三 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑）

三 第九十九条の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九条の五 二億円以下の罰金刑

四 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）

五 第九十九条の二、第九十九条の三第三号、第九十九条の六又は前条 各本条の罰金刑 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百一条第一項中「又は中央会の役員又は清算人」を「若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号の二中「又は第九十七条の二」を「第九十二条の三第三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項」に改め、同項第十七号の次に次の三号を加える。

十七の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。

十七の三 準用銀行法第五十二条の四十九の

るほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一 第九十九条の二の二 三億円以下の罰金刑
二 第九十九条の二の三 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては、二億円以下の罰金刑）
三 第九十九条の三第一号、第二号、第四号若しくは第五号又は第九十九条の五 二億円以下の罰金刑
四 第九十九条の四 五十万円以下の罰金刑（第十条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合若しくはその子会社等、信用事業受託者又は共済代理店にあつては、二億円以下の罰金刑）
五 第九十九条の二、第九十九条の三第三号、第九十九条の六又は前条 各本条の罰金刑 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
第百一条第一項中「又は中央会の役員又は清算人」を「若しくは中央会の役員若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号の二中「又は第九十七条の二」を「第九十二条の三第三項若しくは第九十七条の二又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項」に改め、同項第十七号の次に次の三号を加える。
十七の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わないとき。
十七の三 準用銀行法第五十二条の四十九の

規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
十七の四 準用銀行法第五十二条の五十五の

規定による命令に違反したとき。
(水産業協同組合法の一部改正)
第八条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 登記(第一百一条―第二百一十一条)」を
「第七章 登記(第一百一条―第二百一十一条) 第七章の二 特定信用事業代理業 第二百一十一条の二―第二百一十一条の四)」に改める。

第十一条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条中第六項から第八項までを削り、第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第十一条の四第二項中「第十一条の六第一項」の下に「第十一条の六の三」を、「第五十八條の三第一項及び第四項」の下に「第二百二十二條第二項」を加える。

第十一条の五中「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に改める。
第十一条の六の次に次の二条を加える。

(名義貸しの禁止)

第十一条の六の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

(信用事業に係る禁止行為)

第十一条の六の三 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為
二 利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

第十一条の九中「(当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)」を削る。

第十七条の二第一項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に、「(公社に限る)」を「ものに限る」に改め、同条第四項中「の行う事業」を「その他これに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は営む業務」に改める。

第四十一条の二第一項中「第八十七条第十一項」を「第八十七条第八項」に改める。

第八十七条第四項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第八十七条の二第一項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第八十七条の三第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業又は」に改め、同条第十項中「の行う事業若しくはその子会社の」を「その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものの行う事業若しくは」に改める。

第九十二条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第八十七条第十四項」を「第八十七条第十一項」に改める。

第九十三条第二項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるもの

に限る。)」を加え、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第九十六条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第九十三条第十一項」を「第九十三条第八項」に改める。

第九十七条第三項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第一百零一条第一項中「第十一条の六第一項」の下に「第十一条の六の二、第十一条の六の三」を加え、「第十一条第十二項」を「第十一条第九項」に、「第九十七条第十二項」を「第九十七条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 特定信用事業代理業

(許可)

第二百一十一条の二 特定信用事業代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項に規定する「特定信用事業代理業」とは、第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合のために次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の

代理又は媒介
二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
三 手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
四 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 特定信用事業代理業者（第一項の許可を受けて特定信用事業代理業（前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を行う者を用いる。以下同じ。）は、所屬組合（特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一号第一項第四号、第八十七号第一項第四号、第九十三号第一項第二号又は第九十七号第一項第二号の事業を行う組合をいう。以下同じ。）の委託を受け、又は所屬組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

（適用除外）
第二百一十一條の三 前條第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、特定信用事業代理業を行うことができる。

2 銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合においては、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一條の六の三（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む。）、前條第三項、第二百一十二條第二項及び第二百一十七條第二項の規定、次條第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二條の三十六第三項、第五十二條の三十九から第五十二條の四十一まで、第五十二條の四十三から第五十二條の四十五

まで、第五十二條の四十九から第五十二條の五十六まで、第五十二條の五十八から第五十二條の六十まで、第五十三條第四項及び第五十六條（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二條の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二條の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二條の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同條第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

（特定信用事業代理業に関する銀行法の準用）
第二百一十一條の四 銀行法第七章の三（第五十二條の三十六第一項及び第二項、第五十二條の四十六から第五十二條の四十八まで並びに第五十二條の六十一を除く。）、第五十三條第四項及び第五十六條（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者に係るものについて、所屬銀行に係るものにあつては所屬組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二條の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の第二項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、

用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二條の三十七第一項中「前條第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の第二項」と、同法第五十二條の四十三及び第五十二條の四十四第一項第二号中「第二條第四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の第二項各号」と、同條第二項中「第二條第四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百一十一條の第二項第二号」と、同法第五十二條の五十一第一項中「第二十條第一項及び第二項並びに第二十條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八條の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項において準用する場合を含む。）」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百一十二條第二項中「子会社」と「子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）」に改め、同條第五項中「子会社（第三項に規定する子会社をいう。次條、第二百一十九條及び第三百三十條において同じ。）」を「子法人等又は信用事業受託者」に改める。

第二百一十三條第五項中「子会社」を「子法人等又は信用事業受託者」に改める。
第二百一十七條第二項ただし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同條第三項中「は、同項ただし書」を「並びに第二百一十一條の四において読み替へて準用する銀行法第五十二條の五十三及び第五十二條の五十四第一項に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書」に改める。

第二百二十八條の二を次のように改める。
第二百二十八條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十一條の六の二（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者

二 第二百一十一條の二第一項の規定に違反して許可を受けずに特定信用事業代理業を行つた者
三 不正の手段により第二百一十一條の二第一項の許可を受けた者
四 準用銀行法第五十二條の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

第二百二十八條の二の次に次の二條を加える。
第二百二十八條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 準用銀行法第五十二條の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者
二 準用銀行法第五十二條の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第二百二十八條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
一 第五十八條の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項において準用する場合を含む。）又は準用銀行法第五十二條の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第二百二十八條の二を次のように改める。
第二百二十八條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十一條の六の二（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者
二 第二百一十一條の二第一項の規定に違反して許可を受けずに特定信用事業代理業を行つた者
三 不正の手段により第二百一十一條の二第一項の許可を受けた者
四 準用銀行法第五十二條の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行わせた者

二 第五十八條の三第一項若しくは第二項

(これらの規定を第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項において準用する場合を含む)又は準用銀行法第五十二條の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三 準用銀行法第五十二條の三十七第一項の

規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

四 準用銀行法第五十二條の四十二第一項の規定による承認を受けずに特定信用事業代理業及び特定信用事業代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

五 準用銀行法第五十二條の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

六 準用銀行法第五十二條の五十四第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九條を次のように改める。

第二百二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金(第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者に係る報告若しくは資料の提出又は検査にあつては、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金)に処する。

一 第十二條第四項(第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む)において準用する倉庫業法第二十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同

項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二百二十九條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第二百二十三條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百二十九條の次に次の三條を加える。

第二百二十九條の二 第十一條の六の三(第一号に係る部分に限り、第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む)又は準用銀行法第五十二條の四十五(第一号に係る部分に限る)の規定の違反があつた場合において、利用者以外の者(組合又は特定信用事業代理業者を含む)の利益を図り、又は利用者に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十九條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二條の三十九第二項若しくは第五十二條の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二條の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二條の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第二百二十九條の四 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百二十八條の三 三億円以下の罰金刑

二 第二百二十八條の四第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号又は第二百二十九條の二 二億円以下の罰金刑

三 第二百二十九條 五十万円以下の罰金刑

第二百二十九條 第五十一第一項第二号若しくは第九十七條第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑

四 第二百二十八條の二、第二百二十八條の四第四号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百三十條第一項中「又は清算人」を「若しくは清算人又は特定信用事業代理業者(特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人)に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十一條第七項ただし書、第八十七條第九項ただし書、第九十三條第六項ただし書、第九十七條第七項ただし書又は第九十八條の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

「第九章 解散及び清算(第九十一條―第九十五條)」を
第九章の二 農林中央金庫代理業(第九十五條の二―第九十五條の四)」に改める。

第十三條に次の二項を加える。

6 農林中央金庫は、第九十五條の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 農林中央金庫は、自己の名義をもって、他人にその業務を営ませてはならない。

第二百三十條第一項第四号中「又は第九十一條の二第五項」を「第九十一條の二第五項」に、「の規定」を「若しくは第九十一條の二第三項又は準用銀行法第五十二條の三十九第一項若しくは第五十三條第四項の規定」に改め、同項第八号中「を子会社」の下に「(第二百二十二條第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項第四十二号の次に次の三号を加える。

四十二の二 準用銀行法第五十二條の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わな

四十二の三 準用銀行法第五十二條の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四 準用銀行法第五十二條の五十五の規定による命令に違反したとき。

第二百三十條第三項中「第十一項」を「第八項」に、「故なく」を「正当な理由なく」に改め、これを削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九條」を「第五十九條の二」に、「第九章 解散及び清算(第九十一條―第九十五條)」を「第九章の二 農林中央金庫代理業(第九十五條の二―第九十五條の四)」に改める。

第五十四條第四項第十号中「指定する」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

第五十七條第二項中「説明」の下に「、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第五十九条中「子会社」の下に、「農林中央金庫代理業者(第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項において同じ。)」を、「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第四章中第五十九条の次に次の一条を加える。

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第五十九条の二 農林中央金庫は、その業務に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定関係者その他農林中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第七十二条第一項第八号中「又はその子会社の」を、「その子会社(第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。その他これらに類する者として主務省令で定めるものの)」に改め、同条第十項中「若しくはその子会社」を、「その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」に改める。

第八十二条第一項中「農林中央金庫」の下に「及び農林中央金庫代理業者」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「並びに第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項」を加える。

第八十三条第一項中「ときは、農林中央金庫」の下に「(農林中央金庫代理業者を含む。)」を加

え、同条第二項中「子会社」を「子法人等(子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)」又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者(農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第八十四条第一項中「に農林中央金庫」の下に「(農林中央金庫代理業者を含む。)」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 農林中央金庫代理業

(許可)

第九十五条の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 農林中央金庫代理業者(第一項の許可を受けて農林中央金庫代理業(前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。))を営む者をいう。以下同じ。は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営んではならない。

(適用除外)

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。))は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合においては、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。第五十二条の三十三条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは、「期限を付して農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

(農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用)

第九十五条の四 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。)、第五十三条第四項及び第五十六条(第十号から第十二号まで

に係る部分に限る。))の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては農林中央金庫代理業者について、所屬銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは、「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二條第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二條第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項第一号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十二條第一項及び第二項並びに第二十一條第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所屬銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二條の二十八及び第五十二條の二十九第一項」とあるのは「農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

二 第九十五条の二第一項の規定に違反して

許可を受けずに農林中央金庫代理業を営んだ者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第一項中「又はその子会社の役員又は職員」を「若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第八十条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

第九十九条第一項第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項」に、「説明書類」を「書類」に改め、「をして」の下に「これらの書類を」を加え、同項第三号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十三」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載を

して提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けずに農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条第二項を削り、同条の次に次の三

条を加える。

第九十九条の二 第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の三 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条第一号から第五号まで 二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）

三 第九十九条の二 二億円以下の罰金刑

四 第九十八条の二、第九十九条第六号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百条第一項中「清算人又は」を「清算人、に改め、「社員」の下に「又は農林中央金庫代理業者（農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「並びに準用銀行法第五十二条の五十一第一項」を加え、同項第三十三号の次に次の四号を加える。

三十三の二 第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十二条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十三の三 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行ふべき財産の管理を行わな

いとき。

三十三の四 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

三十三の五 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第百条第一項第三十四号中「第三条第四項」の下に「若しくは第六項」を加える。

（預金保険法の一部改正）

第十條 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）に對し、その業務の一部を委託することができ

第三十五条第二項中「及び金融機関」を「金融機関及び金融機関代理業者」に改め、同条第三項中「金融機関」の下に「又は金融機関代理業者」を加える。

第三十七条第一項中「金融機関」の下に「（当該金融機関を所屬金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「使用人」の下に「並びに破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は破綻金融機関」の下に「及び破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加える。

第五十一条第一項中「昭和二十四年法律第二百八十三号」及び「昭和二十八年法律第二百二十七号」を削る。

第八十一条第一項中「使用人」の下に「並びに被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は被管理金融機関」の下に「及び被管理金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加え

る。

第百十五条中「特別危機管理銀行」の下に「及び特別危機管理銀行を所屬金融機関とする金融機関代理業者」を加える。

第百三十六条第一項中「(代理店を含む。)」を「(金融機関代理業者を含む。)」に改め、同条第二項中「業務の委託を受けた者」の下に「(金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)」を加える。

第百三十七条第一項中「(代理店を含む。)」を「(金融機関代理業者を含む。)」に改める。

第百四十五条第一項中「使用人」の下に「若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人)を加え、同条第二項中「使用人」の下に「若しくは当該破綻金融機関を所屬金融機関とする金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人)を加える。」

第百四十九条第一項第二号中「第百四十六条」を「第百四十五条(法人である金融機関代理業者に係る部分に限る。、第百四十六条」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十五条」を「第百四十五条の二」に改める。

第百四十五条第二項中「第百六十八条」を「第百八十六条」に改める。

第百八十六条のうち協同組合による金融事業に関する法律第六十六条の六第二項の改正規定中「第六条の六第二項」を「第六条の五第二項」に改め、同法第六十六条の八第二号の改正規定中「第六条の八第二号」を「第六条の七第二号」に改める。

第百九十三条のうち信用金庫法第三十五条の次に八条及び節名を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分を次のように改める。

(役員任期)

第三十五条の二 役員任期は、一年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

第百九十三条のうち信用金庫法第五十二条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第百九十七条のうち労働金庫法第三十二条から第三十七条までを改める改正規定のうち第三十六条に係る部分を次のように改める。

(役員任期)

第三十六条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

第百九十七条のうち労働金庫法第五十七条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第二百四十四条のうち銀行法第五十一条第四項の改正規定を次のように改める。

第五十一条第四項中「商法第四百八十三条ノ三(外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議)」を「会社法第八百二十条(日本に住所を有する日本における代表者の退任)」に改め、同条に次の一項を加える。

5 外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項(日本にある外国会社の財産についての清算)の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

第二百四十四条のうち銀行法第五十二条の二十八の改正規定のうち同条第三項及び第五項に係る部分中「中間貸借対照表等及び」を削る。

第二百四十四条のうち銀行法第五十二条の五十一第一項の次に一項を加える改正規定中「電磁的記録」を「電磁的記録」に改める。

第二百四十四条のうち銀行法第五十七条の次に三条を加える改正規定のうち第五十七条の四第一号に係る部分中「中間貸借対照表」を「同項に規定する中間貸借対照表等」に改める。

第二百四十四条のうち銀行法第六十三条の三に一号を加える改正規定中「調査記録簿の記載等」を「(調査記録簿等の記載等)」に改める。

第七章中第三百四十五条の次に次の一条を加える。

(社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三百四十五条の二 社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「二条を」を「三条を」に改める。

第四百二十三条のうち商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)第十四条第三項の改正規定中「商法(明治)」を「(明治)」に改める。

法(平成十一年法律第三十一号)第二条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十九条」を「第三十八条」に改める。

附則第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第三百四十五条の二の規定 銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の公布の日

附則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条の規定 公布の日

二 附則第十五条及び第二十六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(銀行法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の銀行法(以下「新銀行法」という。)

第二条第十四項に規定する銀行代理業(以下「銀行代理業」という。)を営んでいる者(次条第一項の規定により施行日において新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。は、施行日から起算して三月間(当該期間内に新銀行法第五十二条の三十六第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新銀行法第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、引き続き銀行代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様

4 この法律の施行の際現に旧銀行法第八条第一

項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者（新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等に限る。次項において「銀行代理業を営む銀行等」という。）に対する適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするとときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5 銀行代理業を営む銀行等については、新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

第四条 銀行（新銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）又は長期信用銀行（第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以

下「新長期信用銀行法」という。第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。の支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第一項（新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止については、適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第五條 銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の營業所又は代理店の設置又は廃止に關する新銀行法第八條第二項（新長期信用銀行法第十七條において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止につ

いは、なお従前の例による。

第六條 新銀行法第八條第三項（新長期信用銀行法第十七條において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第七條 新銀行法第十三條の二（新長期信用銀行

した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

第九条 新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二条第十四項に規定する行為（新長期信用銀行法第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五条の第二項、新労働金庫法第八十九条の第三項及び新協金法第六条の第三項に規定する行為を含む。）について適用する。

2 新銀行法第五十二条の五十（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第

六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。）、信用金庫代理業者（新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）、労働金庫代理業者（新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は信用協同組合代理業者（新協法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）、の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十第一項に規定する報告書について適用する。

3 新銀行法第五十二条の五十一（新長期信用銀行

行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定は、施行日以後に開始する所属銀行（新銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）、所属長期信用銀行（新長期信用銀行法第十六条の五第三項に

規定する所屬長期信用銀行をいう。）、所屬信用金庫（新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所屬信用金庫をいう。）、所屬労働金庫（新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所屬労働金庫をいう。）、若しくは所屬信用協同組合（新協同組合法第六十六条の三第三項に規定する所屬信用協同組合をいう。）、又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 この法律の施行の際現に新長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業（以下「長期信用銀行代理業」という。）を営んでいる者（次条第一項の規定により施行日において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。）は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新長期信用銀行法第十六条の五第一項の規定にかかわらず、引き続き長期信用銀行代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き長期信用銀行代理業を営む場合においては、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第十六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第三十八条、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四

十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）、及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新長期信用銀行法第二十三条の二から第二十七条までの規定を適用する。この場合において、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは、「長期信用銀行代理業の廃止を命じ」とする。

第十一條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の長期信用銀行法（第四項において「旧長期信用銀行法」という。）第十七条において準用する旧銀行法第八條第一項の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者（新長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。）は、施行日において新長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を受けたものとみなして、新長期信用銀行法の規定を適用する。

2 前項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第三十九条の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第八條第一項の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者（新長期信用銀行法第十

六条の七に規定する長期信用銀行等に限る。次項において「長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等」という。）に対する新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとするときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

5 長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

（信用金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十二條 この法律の施行の際現に新信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業（以下この条において「信用金庫代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新信用金庫法第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き信用金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き信用金庫代理業を行う場合においては、その者を信用金庫代理業者とみなして、新信用金庫法第八十五条の二第三項及び第八十七条第二項の規定、新信用金庫

法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十一条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）、及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新信用金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは、「信用金庫代理業の廃止を命じ」とする。

（労働金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律の施行の際現に新労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業（以下この条において「労働金庫代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分の日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新労働金庫法第八十九条の三第一項の規定にかかわらず、引き続き労働金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き労働金庫代理業を行う場合においては、その者を労働金庫代理業者とみなして、新労働金庫法第八十九条の三第三項、第九十一条第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項の規定、新労働金庫法第

において準用する場合を含む。の規定は、組合漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。の施行日以後にする取引又は行為については、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十条 この法律の施行の際現に新水産業協同組合法第二十一条の第二項に規定する特定信用事業代理業（以下この条において「特定信用事業代理業」という。）を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新水産業協同組合法第二十一条の第二項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新水産業協同組合法第二十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新水産業協同組合法第二十一条の第二項の規定にかかわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定信用事業代理業を行う場合においては、その者を特定信用事業代理業者（新水産業協同組合法第二十一条の第二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新水産業協同組合法第二十一条の六の三（新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第九十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二百一十一条の第二第三項、第二百二十二条第二項及び第二百二十七条第二項の規定、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六条第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十二

一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十二条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る新水産業協同組合法第九章の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六条第一項の許可を取り消し」とあるのは、「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第二十一条 新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新水産業協同組合法第二百一十一条の第二項に規定する行為について適用する。

2 新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所屬組合（新水産業協同組合法第二百一十一条の第二第三項に規定する所屬組合をいう。）の事業年度に係る新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第二十二條 第九條の規定による改正後の農林中央金庫法（以下「新農林中央金庫法」という。）第三條第六項の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

第二十三條 新農林中央金庫法第五十九條の規定

は、農林中央金庫の施行日以後にする取引又は行為について適用し、農林中央金庫の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

第二十四條 この法律の施行の際現に新農林中央金庫法第九十五条の第二項に規定する農林中央金庫代理業（以下この条において「農林中央金庫代理業」という。）を営んでゐる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の第二項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用する新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、新農林中央金庫法第九十五条の第二項の規定にかかわらず、引き続き農林中央金庫代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き農林中央金庫代理業を営む場合においては、その者を農林中央金庫代理業者（新農林中央金庫法第九十五条の第二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次条第二項において同じ。）とみなして、新農林中央金庫法第九十五条の第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の第二第三項の規定、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六条第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十二条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれら

の規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六条第一項の許可を取り消し」とあるのは、「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第二十五条 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農林中央金庫法第九十五条の第二項に規定する行為について適用する。

2 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

（準備行為）
第二十六條 新農林中央金庫法第九十二条の第二項、新水産業協同組合法第二百一十一条の第二項又は新農林中央金庫法第九十五条の第二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農林中央金庫法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の

の規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六条第一項の許可を取り消し」とあるのは、「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第二十五条 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農林中央金庫法第九十五条の第二項に規定する行為について適用する。

2 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

（準備行為）
第二十六條 新農林中央金庫法第九十二条の第二項、新水産業協同組合法第二百一十一条の第二項又は新農林中央金庫法第九十五条の第二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農林中央金庫法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の

一の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）による同法第一百二十一条の二第一項の許可又は同法第一百二十一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中八の項を削り、七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、

一の項の次に次のように加える。

二 都道府県知事	労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	---

別表第五中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一項ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）
第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項中「同条第十一項」を「同条第八項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一

部改正）

第三十二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一項」を「第八項」に改める。（杜債等の振替に関する法律の一部改正）

第三十三条 杜債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三号中「又は代理店」を削る。

（郵政民営化法の一部改正）

第三十四条 郵政民営化法（平成十七年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「第百十二条第二項」

を「第百十二条第三項」に改める。

第八十四条を次のように改める。

（銀行代理業の許可に関する特例）

第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に、郵便貯金銀行を所屬銀行（同条第十六項に規定する所屬銀行をいう。以下同じ。）として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為（第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法（平成十七年法律第百一十号）の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。）」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法（平成十七年法律第百一十号）の施行の際における同法第一百条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第九十八条第二項第二号中「代理店が継続的に設置されている」を「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）への継続的な業務の委託がされている」に改める。

第百一条中「及び代理店」を削り、同条に次の一項を加える。
2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時に

いて、郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第百十二条第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

第百十六条第一項中「代理店の営業所」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第百十七条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者（前項の銀行代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第百十八条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第百九十六条第四号中「第百十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（郵便局株式会社法の一部改正）

第三十五条 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第五項を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所屬銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第十六項に規定する所屬銀行をいう。)とする銀行代理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。)」に改める。

附則第六十七條を次のように改める。

第六十七條 郵政民営化法第八十四條第一項に規定する場合において、郵便局株式会社等が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者(施行日から引き続き新委託法第七條に規定する再委託契約に基づき新委託法第五條第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。)に再委託をして銀行代理業銀行法第二條第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四條第一項第四号において同じ。)を行わせる旨が承継計画(郵政民営化法第六十六條第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。)において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所屬銀行(銀行法第二條第十六項に規定する所屬銀行をいう。)として銀行法第五十二條の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二條第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法(平成十七年法律第号)の施行の際における同法第一百條第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)」と、同法第五十二條の四十二第四項中「第五十二條の三十六第一

一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)に附則第六十七條第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第六十六條第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合において」とする。

附則第七十四條第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八條第一項」を「附則第六十七條第一項又は第六十八條第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 銀行代理業
(金融庁設置法の一部改正)
第三十七條 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、ニからヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二條の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第百二十一條の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者
(処分等の効力)

第三十八條 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他

の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第四十條 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。
(その他の経過措置の政令への委任)

第四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十二條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸

付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設するとともに、子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年十月二十日印刷

平成十七年十月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P